

# 嶽麓書院所藏簡《秦律令(貳)》譯注稿 その(一)

「秦漢法制史料の研究」班

太田麻衣子・土口 史記・西 眞輝

宗 周太郎・劉 聰・林 怡冰

宮宅 潔

## 《秦律令(貳)》簡介

本稿は、『嶽麓書院藏秦簡(伍)』(上海世紀出版集團・上海辭書出版社、二〇一七、以下、「嶽麓〔伍〕」と略稱)に收められた秦代の法律條文、すなわち《秦律令(貳)》の、第一組の一部(1~72簡)の譯注である。これから《秦律令(貳)》の譯注稿を『東方學報』誌上に發表してゆくのにあたり、まずはこの簡牘史料の概要を、その全體的・外形的な特徴や各組の書式、さらには年代観などに焦點をすえて紹介しておく。

嶽麓〔伍〕所載の簡は、いずれも長さが二七.五cm程度で、二カ所に編綴の紐の跡が残る。筆跡も類似し、すべて篆書風の整った書體で書かれている。さらに原簡番號は東4(原簡番號756、1196)と

東7(1594~1629)に屬するものがそのほとんどを占め、出土位置も互いに近接するといつてよい。實のところ、嶽麓〔陸〕《秦律令(參)》の第一組も、簡長・書體において、これら《秦律令(貳)》の簡と共通する。同一人物が筆寫した、相互に密接なつながりを持つテキストである可能性が、ひとまず想定できる。

嶽麓〔伍〕に收められている簡は計三三七本で、それらは法律條文としての書式、および屬するところの令の篇名に據り、第一組と第三組の三部に分けられる。

第一組に分類されているのは、そのほとんどが末尾に「●一二」〔●九〕：として、條文番號とおぼしい數字が附記されたものである。また第一組の簡には反印文を持つものが多く、元の卷冊における簡の位置關係がかなり復原できる(嶽麓〔伍〕卷末の「附録四 第

一組巻冊復原示意图」を参照のこと。書式の共通性のみならず、反印文の存在からしても、第一組の簡が同一の巻冊を構成していた蓋然性は高い。別に論じたとおり、嶽麓〔伍〕第一組が「廷内史郡二千石官共令」の「第巳」と「第庚」を併せて篇聯した巻冊であり、嶽麓〔陸〕第一組「廷内史郡二千石官共令」の「第丁」と「第戊」ともに一連の法律條文集を構成していたことは、ほぼ確實だと思われる。

これに對し、第二・三組には條文末尾に令篇名（および十干や數字）の附記された條文が收められる。具體的には、第二組に「卒令（郡卒令・郡尉卒令を含む）」「廷卒（令）」「廷（令）」に屬す令文が、第三組にそれ以外の篇（内史倉曹令」「内史旁金布令」「内史官共令」など）に屬す令文が配置される。さらに、簡長や書體が共通し、一群の令文に含まれると推測されるものの、缺簡により末尾部分を缺き、篇名不詳の條文もいくらか存在しており、これらが第三組の後半に置かれている。

第二・三組には反印文のある簡がほとんどなく、これらが元々どのように收卷されていたのかについては、それを復原する手がかりに缺ける。従って嚴密に言えば、第二・三組が實は一つの巻冊であった可能性もあるし、逆に各組の簡がさらに細かく分かれ、それぞれに收卷されていた可能性も排除できない。にもかかわらず「卒令」「廷卒令」「廷令」と「内史倉曹令」等とが區別され、別々の組に振り分けられているのは、おそらく前者のグループに屬す條文の多くが、嶽麓簡のなかに重複して現れていることに因るのだろう。

同一の、あるいは類似する條文が嶽麓簡のなかに複数存在する事例は、嶽麓〔陸〕の「附録二 相同或相近簡文對照表」に一覽が示されていて、比較・對照に便利である。それによると、卒令（卒令

乙・「卒令丙」が嶽麓〔陸〕の第四組前半にも見え、基本的に同文である。また廷令（廷甲）と同じ内容の條文が、〔陸〕第三組に含まれる。さらにいえば、〔伍〕第二組の最後には「治獄受財枉事」令文と通稱される長文の規定（伍）<sup>229</sup>～<sup>230</sup>）が配置されているが、これも〔陸〕第三組にほぼ同一の條文（陸）<sup>160</sup>～<sup>177</sup>）が存在する。「卒令」「廷卒令」「廷令」、さらにはそれらと書式や内容において明確な關連性が認められない「治獄受財枉事」條文までもが「第二組」として一括されているのは、嶽麓簡中の條文重複が、何らかのまとまりを持つテキストを手本として、それを複寫することによって生じたのだと、整理小組が想定していることに基づくのだろう。

ちなみに、〔伍〕第二組が一貫して「辜」字を用いるのに對し、〔陸〕第三組の「廷甲」は、より新しい用字法に従って「罪」字を使用する。また〔陸〕第四組の「卒令」には、篇名の後に「重——」重複している」という注記？——「字が附されるケース（陸）<sup>223</sup>、<sup>225</sup>）や、「●卒令乙八 ●令（今？）辛——卒令の乙の第八條。いまは卒令の辛に屬す——」（陸）<sup>217</sup>）と書かれたものが見える。〔伍〕第二組、ひいては嶽麓〔伍〕所收の、篆書風の書體で謹直に書かれたテキストが、嶽麓簡の法律條文のなかでは相對的に古いものであることが推測できる。

とはいえ、この「相對的に古い」というのが、具體的にはいつ頃の時代にあたるのかは、やはりはっきりとは分からない。第一組に關して、年代比定の目安となる手がかりを擧げるなら、まず「始皇」廿六年」という紀年が三箇所（1・30・56簡）に見える。そのうち56簡の紀年は、「廿八年」「廿九年」である可能性も指摘されている。また87簡には「丞相（李）斯」が現れる。『史記』秦始皇本紀の始皇二八年條に收録される琅邪臺石刻では、秦の丞相は王綰と隗

林（正しくは隗狀）の二人で、李斯の肩書きは「卿」とされる。その後、李斯が丞相として初見するのは、始皇三四年條の焚書の詔まで降る。一方、既に述べたとおり、第一組では一貫して「臯」字が用いられており、始皇三二年に校訂されたとおぼしい嶽麓〔肆〕第一組「亡律」が、一つの例外を除いて「罪」字を用いていることをふまえるなら、第一組は始皇三二年以前の成書である可能性が想定できる。以上により、第一組の卷冊については、始皇二八年以降・三二年以前という年代観を、ひとまず提示しうる。またこの時代比定は、〔伍〕第一組とまとめてファイルされていたとおぼしい〔陸〕第一組にも適用できよう。

蛇足ながら附言しておく、〔伍〕第一組と〔陸〕第一組とは、條文末尾の數字の後ろに、校訂の跡とおぼしい墨の縦畫が時折書かれている。また1簡の「毋敢」、46簡の「亡皆以」などは、狭いスペースに、他とやや異なる墨色で文字が押し込まれており、簡を削って修正を加えた痕跡のように映る。ある程度の時間をかけて、最終的な成書に至ったテキストだと考えられる。

残る〔伍〕第二・三組の書寫年代に關しては、「故徼」（51簡など）「奴婢」（163簡）といった用語が見えるので、統一以降の成書であることは疑いない。一方で、第一組と同じく「臯」字を用い、「罪」字はまったく現れない。従って第一組とほぼ同じ時期に書かれたものと考えられる。ただし、〔陸〕第一組37〜42簡とほぼ同じ條文が、〔伍〕第二組に現れる（20〜23簡）。前者の末尾に「●十五」と書かれるのに對して、後者の末尾には「●廷戊十七」とあり、また前者にはない内容（23簡冒頭の「將吏坐之、居吏弗坐」）が少しく含まれる。數字の變化が條文の増加にともなうものであるとすれば、〔伍〕第二組の抄寫は、〔伍〕〔陸〕の第一組よりも、暫く後のことになるだ

ろう。

(1) 宮宅潔「廷内史郡二千石官共令」（嶽麓書院所藏簡《秦律令（壹）》譯注 汲古書院、二〇二二）

(2) 嶽麓〔柒〕に収録された嶽麓〔肆〕の遺漏簡（C1082+C1083）に「卅二年已讎」とある。これは「亡律」の一部と考えられており、その校訂の時期を示すものである。

(3) 里耶秦簡の「更名板」（⑧461）に、  
邊塞曰故塞。毋塞者曰故徼。

邊塞を「故塞」と呼ぶ。城壁のない場合は「故徼」と呼ぶ。

とあるとおり、「故徼」は統一以後の用語である。また、睡虎地秦簡で用いられていた「臣妾」が、やがて「奴婢」に置き換えられること、および「臣妾」の下限は始皇二八年八月、「奴婢」の確かな初見は三三二年六月であることは、陳偉「從 臣妾、奴妾、到 奴婢」（簡帛網 二〇一七年一月二七日）が指摘する。

（宮宅 潔）

### 凡例

#### ・釋文

原則として嶽麓〔伍〕の釋文・配列に従いつつ、圖版に據り訂正すべき釋字は改めた。嶽麓〔伍〕の釋文は重文符號の附された文字について、同じ文字を繰り返すかたちに改めてあるが、本譯注稿では「」という記號により重文符號を示した。文中に書き込まれた鉤型の符號も、「」という記號で示してある。複数の簡から成る條文においても、釋文は簡ごとに區切り、各簡の末尾に整理番號、さらに括弧に入れて原簡番號を記した。

その他、釋文中の記號の用法は基本的に前掲書のそれと同じである。

□…簡の斷裂、ただし文字が缺けていないときには用いない。

○…一字不明。

…字跡ならびに文字數不明。

〔字〕…斷片的な墨跡から判讀した文字。

【】…墨跡は見えないが内容から補った文字。

『』…文例から補った脱字。

( )…通假字。

〈〉…誤字。

〔〕…衍字。

・注

注釋のなかで、張家山漢簡「二年律令」の條文が参考になる場合は、次の譯注を「二年律令譯注」と呼んでその所説を紹介した。關連史料について、同譯注の參照を指示した箇所もある。

富谷至(編)『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』(朋友書店、二〇〇六)

また注に擧げた用例・參考史料のうち、出土文字史料の出典・引用略號については左記の通り。

睡虎地秦簡…「睡虎地秦簡」の名は省略し、「編年記」「秦律十八

種」「效律」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」「日書甲

種」という各グループの呼稱のみを擧げ、簡番號を附し

た。簡番號は「睡虎地秦墓竹簡」(文物出版社、一九九〇)

に據った。また釋文の一部を『秦簡牘合集』(武漢大學出

版社、二〇一四)に據り改めた。

龍崗秦簡…『龍崗秦簡』(中華書局、二〇〇一)の簡番號に據った。

また釋文の一部を『秦簡牘合集』(武漢大學出版社、二〇

一四)に據り改めた。

里耶秦簡…「里耶秦簡」〔壹〕(文物出版社、二〇一〇)、同〔貳〕(二

〇一七)、および『湖南出土簡牘選編』(嶽麓書社、二〇一

三)の釋文、簡番號に據りつつ、一部を『里耶秦簡牘校

釋』(第一卷)(武漢大學出版社、二〇一〇)、同〔第二卷〕

(武漢大學出版社、二〇一八)、『里耶秦簡博物館藏秦簡』

(中西書局、二〇一六)に據り改めた。

嶽麓書院所藏簡…『嶽麓書院藏秦簡(壹)』(上海辭書出版社、二〇一

〇)は「嶽麓(壹)」とし、同書が使用する整理番號を

附した。『嶽麓書院藏秦簡(貳)』以下も同様である。

張家山漢簡(二四七號墓)…「張家山漢簡」の名は省略し、「二年律

令」「奏讞書」という呼稱のみを擧げた。釋文は『張家

山漢墓竹簡(二四七號墓)』(文物出版社、二〇〇二)と

『二年律令與奏讞書』(上海古籍出版社、二〇〇七)とを併

せて參照した。「奏讞書」については簡番號と共に案例

番號も附記した。

張家山漢簡(三三六號墓)…『張家山漢墓竹簡(三三六號墓)』(文物

出版社、二〇一〇)の釋文に據り、「功令」「漢律十六章

」という呼稱を附して簡番號を擧げた。

胡家草場漢簡…『荊州胡家草場西漢簡牘選粹』(文物出版社、二〇一

一)の釋文に據り、「胡家草場漢簡」として同書の簡番

號を擧げた。

居延漢簡…居延舊簡については『居延漢簡釋文合校』(文物出版社、

一九八七)の簡番號を擧げ、出土地等は省略した。居延

新簡は『居延新簡 甲渠候官與第四燧』（文物出版社、一九九〇）の簡番號（EPT、EPF、等）を擧げた。  
懸泉置漢簡…『敦煌懸泉漢簡釋粹』（上海古籍出版社、二〇〇一）等  
で示されている原簡番號を擧げ、かつ同書が便宜的に與  
えた編號を「粹」というかたちで附記した。

《一〇八》

●廿六年十二月戊寅<sup>①</sup>以來、禁毋敢謂母之後夫<sup>②</sup>段（假）父<sup>③</sup>。不同  
父者、毋敢相仁（認）<sup>④</sup>爲兄・姉・弟<sup>⑤</sup>、犯令者耐隸臣妾。而

- 1 (1025) 母得相爲夫妻、及相與奸者、皆黥爲城旦春。有子者、毋得  
以其前夫・子之財嫁<sup>⑥</sup>及入姨夫<sup>⑦</sup>及予 2 (1107)  
後夫・子及予所與奸者、犯令及受者、皆與盜同濃。母更嫁<sup>⑧</sup>、子  
敢以其財予母之後夫・子者、棄 3 (1108)  
市。其受者、與盜同濃。前令<sup>⑨</sup>予及以嫁入姨夫而今有見存<sup>⑩</sup>者、環  
（還）之、及相與同居共作務錢財<sup>⑪</sup>者、亟相 4 (1023)  
與會計<sup>⑫</sup>分異相去<sup>⑬</sup>。令到盈六月而弗環（還）及不分異相去者、皆與  
盜同濃。雖不身相予而以它巧詐（詐）<sup>⑭</sup> 5 (1024)  
相予者、以相受予論之。有後夫者不得告舉其前夫子。能捕耐舉一  
人購錢<sup>⑮</sup>二千、完城旦春<sup>⑯</sup> 6 (1027)  
一人購錢三千、刑城旦春以上之舉一人購錢四千<sup>⑰</sup>。女子寡、有子  
及母子而欲母嫁（嫁）者、許之。謹布令、黔首盡 7 (1026)  
【智（知）之。毋】<sup>⑱</sup>（距）舉<sup>⑲</sup>。有□□（籍？）除、毋用此令者、  
黥爲城旦。 8 (0916)

【譯】

●始皇二十六年十二月戊寅以降、母の後夫を「假父」と呼ぶこと  
を禁ずる。父が同じではない場合は、兄・姉・弟と認めてはならず、  
違反した者は耐隸臣妾とする。夫婦となることもできず、夫婦と  
なった場合、および姦通した場合は、いずれも黥城旦春とする。子  
がいる場合は、前夫や前夫の子の財産を持つて嫁ぐこと、および姨  
夫を迎え入れること、および後夫や後夫の子に與えること、および  
姦通した相手に與えることはできず、違反した者および受け取った  
者は、いずれも盜罪とする。母が改嫁したとき、子が不届きにもそ  
の財産を母の後夫や後夫の子に與えた場合は、棄市。受け取った者  
は、盜罪とする。この令より前に與えたり、および財産を持つて嫁  
いだり姨夫を迎え入れたりし、今の時点で現存する財産が有る場合  
はこれを返還し、および居所を同じくし生業や錢財を共にしている  
場合は、すみやかに相互に集計し、別々にして互いに持ち去ること  
とする。令が到着してから六ヶ月になっても返還しない場合、およ  
び別々にして互いに持ち去らない場合は、いずれも盜罪とする。自  
ら與えたのではなく、その他の不正な手段によつて與えた場合で  
あつても、相互に授受したものとして裁く。後夫がいる場合は、前  
夫の子を告發して罪することはできない。耐罪の者一人を捕らえる  
ことができたなら、購錢二千、完城旦春の者一人なら、購錢三千、  
刑城旦春以上の者一人なら、購錢四千。女子が寡婦となり、子がい  
るので、および子はいないものの、嫁がないでおこうとする場合は、  
これを許す。嚴正に令を布告し、黔首に盡く…知つておかせ、罪を  
犯さないようにさせる。有…除、この令を用いない場合は、黥城旦  
とする。 ● 一



【注】

①十二月戊寅…この月の朔日は癸丑、戊寅は二十六日。

廿六年十二月癸丑朔辛巳、尉守蜀敢告之。(里耶秦簡⑧ 67 + ⑧ 625)

②後夫…女性の再婚相手。

凡庸之性、後夫多寵前夫之孤、後妻必虐前妻之子。(顔氏家訓 後娶)

③假父…繼父。母の再婚相手への、子の立場からの稱謂。

父盜子、不爲盜。●今段(假)父盜段(假)子、可(何)論。當爲盜。(法律答問19)

秦始皇帝太后不謹、幸郎嫪毐。封以爲長信侯、爲生兩子。毒專國事、浸益驕奢。與侍中左右貴臣俱博飲酒、醉、爭言而鬪、瞋目大叱曰、吾乃皇帝之假父也。嬖人子何敢乃與我亢。(說苑 正諫)

④仁…「認」に通じる。「肆」24～28簡注③参照。

⑤弟…年下の兄弟。妹を含む。

襄公元年、以女弟繆嬴爲豐王妻。(史記 秦本紀)  
高里戶人小上造匿。下妻曰嬰。

弟小女子檢。(里耶秦簡⑥ 2045 + ⑥ 2237)

⑥相與奸…姦通する。

同母異父相與奸、可(何)論。棄市。(法律答問172)  
同產相與奸、若取(娶)以爲妻、及所取(娶)皆棄市。其強與奸、除所強。(二年律令19)

⑦有子者…寡婦と前夫との間に子があることをいう。

⑧以其前夫…前夫子之財嫁…亡夫の財産を持參して他家に嫁ぐこと。後段に別に「後夫…後夫の子に予う」というケースが立てられているので、この場合は、財産の名義は再婚相手に譲られず、寡婦の名義に止まっているのであろう。

⑨入姨夫…「入」が寡婦の出嫁と對になるのであれば、「姨夫」とは寡婦が迎え入れる婿のことだろう。ただし傳統的な訓詁では、「姨」は妻の女兄弟とされるので、「姨夫」は妻の女兄弟の夫であり、「入姨夫」は寡婦が夫家の財産を彼らに譲渡することではないか、という意見も出た。

夫同產及子有與同居數者、令毋買賣田宅及入贅。其出爲人妻若死、令以次代戶。(二年律令387)

卅三年五月…毋敢言之。廷下遷陵守承都書曰、士五…□忿姨夫有就、當以乙丑令戊。令到□…徹爲城旦、以律收。●問之、徹(正)

【毋當令者】(正)

正月戊寅旦…□發。蒼手。(背)(里耶秦簡⑨ 1420 + ⑨ 1421)  
息媯將歸、過蔡。蔡侯曰、吾媯也。[注、妻之姊妹曰媯。] (春秋左氏傳 莊公十年)

姨夫尚書崔休深所知賞。(魏書 文苑傳 袁聿脩)

⑩更嫁…前夫の家を出て再婚すること。

臧兒嫁爲槐里王仲妻、生男曰信、與兩女。而仲死、臧兒更嫁長陵田氏、生男蚡・勝。(史記 外戚世家)

⑪前令…この令より前に。當該規定の公布以前。

前令之刑城旦春歲而非禁錮者、如完爲城旦春歲數以免。〔漢書〕  
刑法志)

●令曰、縣官官令・丞・尉毋敢除它縣、請(?)執(?)【墨】□

□子以爲其所爲吏之縣官吏及從事。前令除者、免之。〔嶽麓〕伍  
313)

⑫見存…現存している財物。

盜盜人、臧(贓)見存者皆以畀其主。(二年律令59)

⑬相與同居共作務錢財…前夫の財産を受け取った者が他の親族と居

所や生業・財産を共にしており、返還すべき財産の範圍が確と  
しない場合について言うか。ここでの「作務」は手工業に限ら  
ず、生業一般のことだろう。

士五(伍)甲毋(無)子、其弟子以爲後、與同居、而擅殺之、當  
棄市。(法律答問71)

貪於飲酒、惰於作務、陷於飢寒、危於凍餒、無以違之。〔墨子〕  
非儒下)

⑭會計…計算する、集計する。〔肆〕140〜141簡注⑪参照。ここでは、  
元からあつた財産と返還すべき財産とを算定することだろう。

⑮分異相去…居所や財産を別々にすること。寡婦が前夫の戸籍にな

お屬している場合(入嫡夫・予所與奸者)は戸籍を分けて居所・  
財産を別にする事が、すでに戸籍を異にする場合(以其財嫁・  
予後夫)でも、實態として居所・財産を區別することが求めら

れているだろう。

民有二男以上不分異者、倍其賦。〔史記〕商君列傳)

繆彤字子公、汝南召陵人也。少孤、兄弟四人、皆同財業。及各娶  
妻、諸婦遂求分異、又數有鬪爭之言。〔後漢書〕獨行傳、繆彤)

居一歲爲識買室、買五千錢、分馬一匹・稻田廿畝、異識。〔嶽麓  
〔叁〕116 案例⑦)

衰分之述(術)。籍有五人、此共買鹽一石、一【人出十】錢、一  
人廿錢、【一】人出卅錢、一人出卅錢、一人出五十錢。今且相去  
也、欲以錢少【多】分鹽。〔嶽麓〕〔貳〕120〜121)

⑯巧詐…いつわり、ごまかし。

故不踰節則上位安、不自進則民無巧詐、不蔽惡則行自全、不從枉  
則邪事不生。〔管子〕牧民)

法使天下公得顧租鑄銅錫爲錢、敢雜以鉛鐵爲它巧者、其罪黥。  
〔漢書〕食貨志下)

灑(法)律未足、民多詐巧、故後有間令下者。(語書2)

⑰購錢…購賞として與えられる錢。購賞は黄金の量で示される場合  
と、錢額で示される場合とがあり、また本來黄金で支給すべき  
ところ、官府に黄金がなければ、黄金を錢に換算して支給され  
た。

或能捕若詔告從人・從人屬・舍人及挾舍匿者、死擧一人若城旦  
春・鬼薪白粲擧二人、購錢五千。捕城旦春【鬼薪白粲擧一人若畧  
(遷)耐擧二人】、購錢二千五百。捕畧(遷)耐擧一人、購錢千二  
百。〔嶽麓〕〔伍〕24〜26)

有罰・贖・責(償)、當入金、欲以平買(價)入錢、及當受購・償

而母金、及當出金・錢縣官而欲以除其罰・贖・責(債)、及爲人除者、皆許之。各以其二千石官治所縣十月金平賈(價)予錢、爲除。(二年律令47~48)

⑱ 臯一人購錢四千……編綴の紐が通る部分を挟んで、「臯一人……」以下は筆跡が變化している。他の部分と比べて字間も狭く、ここで手が變わっているようである。

⑲ 智之母 臯…整理小組は0341簡(嶽麓〔柒〕160)により文字を補ったとする。確かに「令智、母巨罪」は法令頒布を命ずる際の定型句で、他にも用例が見える。暫く整理小組に従った。だが「巨」と釋される字ははっきり見えず、もしもこの釋讀が揺らぐなら、必ずしも8簡が7簡に接續し、そこに右の定型句が書かれていたとは言い切れない。

縣道曰、令史・鄉部嗇夫發徵黔首、布大書市門・離鄉市門(壁)、令黔首智(知)、母巨(距)罪。(嶽麓〔陸〕20)  
謹布令、令黔首明智(知)、母巨(距)罪。(嶽麓〔柒〕160)

【解説】

整理小組は、1簡の背面に6簡、2簡の正面に3簡、背面に7簡、3簡の背面に9簡、4・5簡の背面に11簡、5簡の正面に6簡が映るとする。寫真からは確認しにくい反印関係もあるが、これらの簡が一連のものであり、かつ——簡の正面同士が映っているのである——巻冊の中心部分に位置した蓋然性は高い。

本條文は、女性の改嫁に關連する以下の諸問題について規定する。  
(1) 前夫の子と後夫との關係・兩者の間に「父」と「子」の關

係を認めない。これは日常生活における父子關係の認知よりもむしろ、財産相續などで公的に後夫を「父」と認めるのを禁じたものである。次項の、兄弟關係の認知においても同様である。

(2) 前夫の子と後夫の子との關係・兩者の間に兄弟關係を認めない。一方で、その間で婚姻關係・性的關係を結ぶことは處罰の對象となった。ただし睡虎地秦簡の時代には兩者の姦通は棄市罪で、實の兄弟と同様だったが、ここでは黥城旦舂とされており、通常の姦通罪より重罪ではあるものの、死刑は適用されなくなっている。

同母異父相與奸、可(何)論。棄市。(法律答問172)  
同產相與奸、若取(娶)以爲妻、及所取(娶)皆棄市。其強與奸、除所強。(二年律令191)

奸者、耐爲隸臣妾。捕奸者、必案之校上。(奏讞書182~183 案例⑳)

(3) 前夫の財産・前夫との間に子がいる場合、寡婦はその財産を改嫁先に持ち出したり、婿を迎えたりしてはならない。前夫の子の方から與えることも厳しく禁じられ、違反に對する刑罰は棄市であった。この處罰は、寡婦による財産の持ち出しが盜罪に止まるのに比して、非常に重い。死んだ父に對する不孝とみなされたのである。寡婦が夫家から財産を持ち出すのを禁じた規定は、二年律令にも見える。

夫同產及子有與同居數者、令母賣田宅及入贅。其出爲人妻若死、令以次代戶。(二年律令387)

孫死、其母而代爲戶。令母敢遂(逐)夫父母及入贅、及道外取其子財。(二年律令338~339)

こうした讓渡が本人の意思によるものではなく、何らかの詐欺によるものであったとしても、處罰は變わらない。また讓渡が本規定



の布告以前に行われたのであれば、布告から六ヶ月以内に現存の財物を返還したり、財物を保有者ごとに切り分けたりすれば、處罰されなかった。

(4) 前夫の子に對する告發・改嫁した女性に告發は認められない。この條文に限っていえば、子への告發がなされる可能性があるのは、改嫁した母に財産を與えた場合である。だがこの犯罪を、利益を享受する母親の側が告發するというのも、いささか考えにくい。ここでは子の不孝罪一般について、改嫁した母親の告發を禁じているのではないか、という意見も出た。

子殺傷・毆詈・投（牧）殺父母、父母告子不孝、…（中略）…其奴婢及（羸麗〔肆〕）<sup>13</sup>

子牧殺父母、毆詈泰父母・父母・段（假）大母・主母・後母、及父母告子不孝、皆棄市。（二年律令<sup>35</sup>）

(5) 改嫁の拒絶・寡婦が改嫁を望まないとき、それは認められた。寡婦の改嫁は、法律上は何の問題もないはずだったが、逆に改嫁が強制される場合もあり、そのことを禁止しているのだろう。女性の貞節を稱揚する秦刻石の態度と通底する。

夫死而妻自嫁取者、毋罪。（秦獻書<sup>19</sup> 案例<sup>21</sup>）  
節省宣義、有子而嫁、倍死不貞。（『史記』秦始皇本紀 會稽刻石）

右の諸規定に加えて、犯罪者を捕らえた場合の購賞規定も併せて記される。また、末尾にはこの規定の頒布に關わる指示が記されていたようだが、注<sup>19</sup>に述べたとおり、7簡↓8簡の接續には疑問も残る。「毋用此令者」の「此令」が指す内容も含めて、8簡の解釋は暫く置いておく。

《九一》

□言及[坐輿私邑]私家爲[不]善<sup>3</sup>、若爲[不善]以有辜者、盡輸其收妻子・奴婢[材官]左材官[在]。<sup>9</sup> (1110)

終身作遠窮山<sup>9</sup>、毋得去<sup>10</sup>。議、諸隸臣・城旦・司寇・鬼薪坐此物<sup>11</sup>以有辜當收者、其妻子雖隸

臣妾・城旦・司寇・春・白粲殿（也）、皆輸（輸）材官・左材官作、如令。<sup>11</sup> (1022)

【譯】

…言：…および私邑・私家と不善をなした、もしくはそのために不善をなした各で罪に觸れた場合、その沒收された妻子・奴婢を盡く材官・左材官に移送して作業させる。終身遠方の山輿で作業し、その地を去ることができない。検討したところ、およそ隸臣・城旦・城旦司寇・鬼薪がこうした各で有罪になり、沒收に相當する場合は、その妻子は隸臣妾・城旦・城旦司寇・春・白粲であったとしても、いずれも材官・左材官に移送して作業させること、令の規定のとおりとする。<sup>●九</sup>

【注】

①私邑・私家・臣下に歸屬する封邑や家室。

夏、莒牟夷以牟妻及防茲來奔。莒牟夷者何。莒大夫也。莒無大夫。此何以書。重地也。其言及防茲來奔何。不以私邑、鬯公邑也。「何

注、公邑、君邑也。私邑、臣邑也。鬯、次也。義不可使臣邑與君邑相次序。故言及以絕之。」（『春秋公羊傳』昭公五年）

田常爲簡公臣、爵列無敵於國、私家之富與公家均。（『史記』李斯列傳）

②【言及】坐與私邑私家爲不…「言及」の二字は、整理小組が次の

簡により補う。「坐」以下も右半を抜き、同様にして補われたものといつてよい。簡頭の缺損部分は四〜五字分の長さなので、そこに「諸坐託言及」と書かれていた可能性が考えられる。

●自今以來、諸坐託言及坐與私邑私家爲不善、若爲爲不善、以有罪畧（遷）者、與同罪、弗智（知）、貲各二甲。諸坐託言及坐與私邑私家爲不善、若爲不善以有罪、□□妻・子・奴婢、□各令終身毋得免及贖、□□前免贖者皆完爲城旦輪（輸）縣鹽。諸治行託及非（誅）謗若爲不善、若諸□（獄籠（柒）190〜193）

③不善…何らかの不法行爲を指しているのだろうが、その具體的な中身は不詳。

呂産欲爲不善、丞相陳平與太尉周勃謀奪呂産等軍。（『史記』孝文本紀）

所免不善、身免者得復入奴婢之。（二年律令163）  
武据（踞）不趨（跪）、其應對有（又）不善。（奏讞書83 案例16）

④爲爲不善…「與私邑私家爲不善」に對して、「爲（私邑私家）爲不善」の意と解釋した。一方で整理小組は、「爲（僞）爲」ないしは「爲爲（僞）」のいずれかとする。「爲↓僞」という通假で讀むならば、「爲不善」で熟すのだから、「爲（僞）爲不善」とするのが妥當だろう。

⑤收妻子・奴婢…沒收された妻子・奴婢。

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府（腐）者、皆收其妻子・財・田宅。（二年律令174）

⑥材官…「材官」は通常は兵士の一種を指すが、ここでは刑徒の移

送先であり、（1）材官の駐屯地、あるいは（2）工官の一つと考えられる。（肆）383〜385簡注③参照。

●自今以來、諸有罪輸蜀及前令有罪輸蜀者、令居縣毋得爲算、徒蜀處不可亡所。及其收妻子・奴婢輸材官者、皆毋得去處輪（輸）所、敢有擅去出處所及輸官在所・作所縣盼者、皆黥爲城旦舂。（獄籠（柒）166〜168）

⑦左材官…整理小組は「左||佐」である可能性を指摘する。だが刑徒が材官を「佐ける」という表現には類例がなく、違和感が強い。「材官」と並ぶ就役地が「左材官」なのであろう。

在左樂・樂府者、…。（獄籠（肆）84）  
及謙至、部案得其賊、論輸左校。（『後漢書』蘇不韋傳）

⑧作…後文（11簡）を参照するなら「作」という釋讀が妥當であらうが、墨跡は判然としない。

⑨遠窮山…遠方の山奥

窮山通谷、豪士竝起、不可勝載也。（『漢書』嚴安傳）

□使作遠窮山、毋得去。（獄籠（柒）179）  
其故徹縣獄佐史、均地遠故徹。（獄籠（伍）225）

諸吏爲詐（詐）以免去吏者、卒史・丞・尉以上上御史、屬・尉佐及乘車以下上丞相、丞相・御史先予新地遠犇害郡、備、【以】（獄籠（陸）248）

⑩終身く母得去…

罾（遷）子 爰書。某里士五（伍）甲告曰、謁盜親子同里士五（伍）丙足、罾（遷）蜀邊縣、令終身母得去罾（遷）所、敢告。（封診式46～47）

⑪坐此物…整理小組は「物」を「類」ないしは「事」と解す。特定

の種類の犯罪行為を「物」と呼ぶ事例は睡虎地秦簡にも見える。已布令、丞・令・令史・有秩吏分曹索（索）之、有挾劍兵長刀弗詣吏者輒捕、罾（遷）其郡恆罾（遷）所、皆輒行之。罾（遷）未行、其人及親・所智（知）能爲捕坐、此物當罾（遷）者二人、除其家罾（遷）。（嶽麓〔柒〕50～52）

律曰與盜同遷（法、有（又）曰與同辜（罪）、此二物、其同居・典・伍當坐之。（法律答問20）

【解説】

10簡の背面に18簡、11簡の背面に19簡が映るとされる。前者は圖版ではよく見えないものの、反印關係により簡の接續が傍證されている部分を含む條文である。

内容は、「與私邑私家爲不善」などの罪を犯したために、犯罪者の妻子らが没收され「材官・左材官」に移送されるケースについて、罪を犯したのが刑徒であり、かつその妻子もまたすでに刑徒であった場合にも、妻子を「材官・左材官」に移送すべきことが規定される。たとえ刑徒であっても、元の配置場所から特別な役務地に移す處置がとられたのだろう。

冒頭に記された罪状には缺損があるものの、注②に引いた類例簡から「妖言」や「與私邑私家爲不善」の罪であったことが推測され

る。「妖言」罪は科せられる刑罰が過酷であるとして、前漢の初めには廢止されており、本條文で没收された妻子・奴婢が特に遠方へと送られていることや、類例簡で受刑者の妻子などが終身贖免できないとされているのは、確かに一般的な没收措置とは異なり、特別な刑であるという印象を與える。

故胡亥今日即位而明日射人、忠諫者謂之誹謗、深計者謂之妖言、其視殺人若艾草菅然。（漢書 賈誼傳）

前日孝惠皇帝言欲除三族舉・妖言令〔師古曰、罪之重者戮及三族、過誤之語以爲妖言、今謂重酷、皆除之。〕、議未決而崩、今除之。（漢書 高后紀）

古之治天下、朝有進善之旌、誹謗之木、所以通治道而來諫者也。今法有誹謗詬言之罪〔師古曰、高后元年詔除妖言之令、今此又有詬言之罪、是則中間曾重複設此條也。詆與妖同。〕、是使衆臣不敢盡情、而上無由聞過失也。將何以來遠方之賢良。其除之。（漢書 文帝紀）

一方で、それと並置される「與私邑私家爲不善」「爲爲不善」が如何なる犯罪で、なぜ同様に重く罰せられるのかは、詳細が分からない。また配置先である「材官・左材官」についても、注⑥⑦に述べたとおり、判然としない部分が残る。

《一二》

自今以來<sup>①</sup>、有誨<sup>②</sup>傳言<sup>③</sup>以不反爲反<sup>④</sup>者、輒<sup>⑤</sup>以行詆律<sup>⑥</sup>論之、其有不<sup>⑦</sup>者、徒洞<sup>⑧</sup>庭<sup>⑨</sup>、處<sup>⑩</sup>多田所<sup>⑪</sup>。 ● 十三 12 (1017)

## 【譯】

これ以降、教唆して流言を伝えさせ、反亂が起こっていないのに起こったようにした者があれば、ただちに行詅律でこれを裁き、その：しない者があれば、洞庭郡へ徙し、洞庭郡は耕地の多い地域に住まわせる。 ●十三

## 【注】

①自今以來…整理小組は「●」自今以來」として簡頭に墨點を補うが、簡の上端が折れ、墨跡は確認できない。

②誨…教唆すること。

慢藏誨盜、冶容誨淫。（『周易』繫辭上）

教人不孝、次不孝之律。（奏讞書181～182 案例②1）

③傳言…流言を伝えること。

然則胡不嘗考之諸侯之傳言、流語乎。（『墨子』非命篇中）

諸造祿書及祿言者、絞。傳用以惑衆者、亦如之。「傳、謂傳言、用、謂用書。」疏議曰、傳用以惑衆者、謂非自造、傳用祿言祿書、以惑三人以上、亦得絞罪。（『唐律疏義』賊律21）

④反…反亂を起こすこと。

八年、王弟長安君成蟜將軍擊趙、反、死屯留、軍吏皆斬死、遷其民於臨洮。（『史記』秦始皇本紀）

以城邑亭障反、降諸侯、及守乘城亭障、諸侯人來攻盜、不堅守而棄去之若降之、及謀反者、皆要（腰）斬。其父母・妻子・同產、無少長皆棄市。其坐謀反者、能偏（徧）捕、若先告吏、皆除坐者

罪。（二年律令1～2）

⑤輒…ある行爲に對して、律の規定をただちに援用することか。

〔肆〕184～185簡注⑩參照。

●自今以來、有犯罪者輒以律論。及其當坐者、鄉部嗇夫弗得、以律論及其令・丞、有（又）免鄉部嗇夫。●十一（獄麓〔陸〕196～197）

⑥行詅律…「詅」は「妖」と同じで、妖言のこと。妖言とは、災

異・鬼神を説いて王朝に害を及ぼす行爲。秦では方士が妖言の咎で罰せられている。漢代には呂后元年、また文帝二年に「妖言令」が廢止されているが、下つて唐律でも妖言は絞罪とされ、後代まで妖言に對する禁止規定は殘存した。

盧生等吾尊賜之甚厚、今乃誹謗我、以重吾不德也。諸生在咸陽者、吾使人廉問、或爲詆言、以亂黔首。於是使御史悉案問諸生、諸生傳相告引、乃自除。犯禁者四百六十餘人、皆坑之咸陽、使天下知之、以懲後。（『史記』秦始皇本紀）

元年春正月。詔曰、前日孝惠皇帝言欲除三族、妖言令〔師古曰、罪之重者戮及三族、過誤之語以爲妖言、今謂重酷、皆除之。〕、議未決而崩、今除之。（『漢書』高后紀）

上曰、古之治天下、朝有進善之旌、誹謗之木、所以通治道而來諫者。今法有誹謗妖言之罪、是使衆臣不敢盡情、而上無由聞過失也。將何以來遠方之賢良。其除之。（『史記』孝文本紀）

●自今以來、諸坐詆言及坐與私邑私家爲不善、若爲爲不善、以有罪、罪（遷）者、與同罪、弗智（知）、賞各二甲。諸坐詆言及坐與私邑私家爲不善、若爲不善以有罪、□□妻・子・奴婢、□各令終身

毋得免及贖、□□前免贖者皆完爲城旦輪（輸）縣鹽。諸治行詆及非（誅）謗若爲不善、若諸□（嶽麓〔柒〕190～193）

諸謀反及大逆者、皆斬、…（中略）…即雖謀反、詞理不能動衆、威力不足率人者、亦皆斬。「謂結謀眞實而不能爲害者。若自述休徵、假託靈異、妄稱兵馬、虛說反由、傳惑衆人而無眞狀可驗者、自從祆法。」（唐律疏義〔賊律一〕）

諸造祆書及祆言者、絞「造、謂自造休咎及鬼神之言、妄說吉凶、涉於不順者」。疏議曰、造祆書及祆言者、謂構成怪力之書、詐爲鬼神之語。休、謂妄說他人及己身有休徵。咎、謂妄言國家有咎惡。觀天畫地、詭說災祥、妄陳吉凶、竝涉於不順者、絞。傳用以惑衆者、亦如之。「傳、謂傳言、用、謂用書。」（唐律疏義〔賊律21〕）

⑦不□…不明字について、整理小組があるいは「安」字かとするほか、「冥」（何有祖）〔嶽麓書院藏秦簡（伍）讀記（二）簡帛網二〇一八年三月一〇日〕、「索」（陳偉）〔嶽麓書院藏秦簡（伍）校讀（續三）〕同二〇一八年三月二二日〕、「取（聚）」（齊繼偉）〔釋嶽麓伍簡1017、其有不□者〕同二〇一八年四月三日〕と讀む説がある。だが墨跡からはいずれとも決め難く、暫く不明字のままとする。

⑧洞庭…秦が設置した洞庭郡のこと。その領域はほぼ漢代の武陵郡に相當する。傳世文獻に記述が無く、里耶秦簡の發見によりその存在が確認された。

遷陵●洞庭郡（里耶秦簡⑧493）

⑨洞庭處…整理小組は、あるいは「洞庭均處」の省略かとする。反亂に關わって謫罪に處せられた者を洞庭郡に「均輸」する例が

里耶秦簡にみえ、洞庭郡が反亂者の送られる場所であったことが知られる。

廿七年十一月戊申朔癸亥、洞庭段（假）守昌謂遷陵丞。遷陵上坐反適（謫）臯（罪）當均輸、郡中者六十六人、今皆輸遷陵。其聽書從事、它如律令。●以新武陵印行事。十二月丁酉、遷陵守丞敦狐告司空主。以律令從事。／夫手。走郅卽行。司。

十二月丙申旦、庫佐黑以來。／莫邪半。癱手。（里耶秦簡⑨23）

⑩多田所…耕地の多い地域。「伍」13～18簡注⑩の「少人所」と對なる表現か。

多田不耕、何救飢餓。（後漢書）龐參列傳  
其爲士五（伍）庶人者、處蒼梧、蒼梧守均處少人所、疑亡者、戒（械）、膠致桎傳之、其夫妻子欲與、皆許之。有等比。●十五（嶽麓〔伍〕17～18）  
□鄉多田宇、少黔首。□（里耶秦簡⑨2119）

【解説】

教唆して流言を傳えさせ、人を反亂の冤罪に陥れようとした場合の處罰規定。この場合の「言」は鬼神に假託した流言が想定されているとおぼしく、「行詆律」に則って裁かれることになっている。陳涉舉兵の際の流言などが想起される。

又開令吳廣之次所旁叢祠中、夜篝火、狐鳴呼曰、大楚興、陳勝王。卒皆夜驚恐。旦日、卒中往、往語、皆指目陳勝。（史記）陳涉世家）

ただし、行詆律の適用が指示されるだけで、具體的な刑罰は不明。



また、場合によっては洞庭郡に移される刑罰に當てられたようだが、いかなるケースがそれに該當するのかも、赤字のために詳細が不明である。「妖言」については注⑥に引用した諸史料も参照のこと。そこに見られるとおり、唐律においても、靈異に假託して反亂の理由をねつ造することは——この場合は冤罪でなく、實際に反亂が企圖されているが——「祓法」により裁かれている。

《二三〇一八》

●段(假)正<sup>①</sup>夫言、得近(從)人<sup>②</sup>故趙將軍樂突<sup>③</sup>弟<sup>④</sup>・舍人<sup>⑤</sup>招等廿四人、皆當完爲城旦、輸巴縣鹽<sup>⑥</sup>。請、論輸(輸)招等

13 (1029)

【廿四人、故】代・齊從人之妻子・同産・舍人及其子已傳・嫁者、比故鬻(魏)・荆從人。●御史言、巴縣鹽多人、請

14 (1028)

令夫論<sup>⑦</sup>招<sup>⑧</sup>等廿四人、故<sup>⑨</sup>代<sup>⑩</sup>「<sup>⑪</sup>」<sup>⑫</sup>・齊從人之妻子・同産・舍人及其子已傳・嫁不當收<sup>⑬</sup>者、比故鬻(魏)・荆從人之

15 (986)

【妻】子・同<sup>⑭</sup>囹<sup>⑮</sup>・囹<sup>⑯</sup>囚<sup>⑰</sup>囚<sup>⑱</sup>子<sup>⑲</sup>已傳・嫁者<sup>⑳</sup>、已論<sup>㉑</sup>、輸(輸)其完城旦春洞<sup>㉒</sup>庭<sup>㉓</sup>、守處難亡所苦作<sup>㉔</sup>、謹將司<sup>㉕</sup>、令終身

16 (992)

毋得免赦<sup>㉖</sup>、皆盜戒(械)<sup>㉗</sup>、膠致<sup>㉘</sup>桎<sup>㉙</sup>傳之。其爲士伍(伍)・庶人者、處蒼<sup>㉚</sup>梧<sup>㉛</sup>、守均處<sup>㉜</sup>少人所<sup>㉝</sup>、疑亡者<sup>㉞</sup>、戒(械)<sup>㉟</sup>、膠致桎<sup>㊱</sup>傳

17 (989)

之、其夫妻子欲與、皆許之<sup>㊲</sup>。有等比<sup>㊳</sup>。

●十五

18 (111)

【譯】

假正の夫が言うには、「從人で元の趙の將軍である樂突の弟・舍人の招等二十四人を捕らえたところ、いずれも完城旦とし、巴郡の

縣にある鹽官に移送するのに相當する。請うらくは、招等二十四人、元の代・齊の從人の妻子・兄弟姉妹・舍人、およびそれらの子のうちすでに傳籍された者・嫁いだ者を裁いて移送するにあたり、元の魏・荆の從人と同様に扱っていただきたい」と。●御史が言うには、「巴郡の縣にある鹽官は人が多く、請うらくは、夫に命じて招等二十四人、元の代・齊の從人の妻子・兄弟姉妹・舍人、およびそれらの子のうちすでに傳籍された者・嫁いだ者で沒收に相當しない者を裁かせること、元の魏・荆の從人の妻子・兄弟姉妹・舍人およびすでに傳籍された者・嫁いだ者と同様とする。彼らがすでに裁かれたならば、その完城旦春となった者は洞庭郡に移送し、洞庭郡の太守は彼らを逃亡が困難な場所です苦作させ、嚴重に監視し、終身赦免を得られないようにし、いずれも盜械とし、足かせを嚴重に固定してこれを傳送する。その士伍・庶人となった者は蒼梧郡に居住させ、蒼梧郡の太守は人口の少ない地域に彼らを均等に配分して住まわせ、逃亡の恐れがある者は、械とし、足かせを嚴重に固定してこれを傳送する。その夫・妻・子が同行しようとする場合は、いずれもこれを許す。類似の事例があれば、同様にする」と。●十五

【注】

①正・廷尉の正、もしくは丞相長史の正のことか。

廷尉、秦官、掌刑辟、有正・左右監、秩皆千石。(漢書)百官公卿表)

●丞、相長史、正・監、衛將軍長史、秩各八百石。(二年律令44)

●令曰、御史節發縣官吏及丞相・御史・執灑發卒史以下到縣官佐・史、皆毋敢名發。其發治獄者官必遣嘗治獄二歲以上。不從令、皆質二甲、其丞・長史・正・監・守丞有(又)奪各一攻(功)、史

與爲者爲新地吏二歲。御史名發縣官吏□書律者、不用此令。●卒令丙九。(嶽麓〔伍〕128~130)

卅年十一月庚申朔丙子、發弩守洧敢言之。廷下御史書曰縣

□治獄及覆獄者、或一人獨訊囚、畜夫長・丞・正・監非能與

□□毆、不參不便。書到尉言。●今已到、敢言之。

十一月丙子旦食、守府定以來。／連手。萃手。(里耶秦簡⑧115

+⑧388)

②從人・舊六國の支配階層に屬する秦への抵抗勢力。〔肆〕383~385

簡注①參照。

●諸治從人者、具書未得者名族・年・長・物色・疵瑕、移護縣道、縣道官謹以諛窮求、得輒以智巧譖(潛)訊其所智(知)從人・從人屬・舍人未得而不在諛中者、以益諛求、皆捕論之。敢有挾舍匿者、皆與同辜。(嶽麓〔伍〕19~20)

後令曰、徒輪(輸)坐從人爲口、坐私家私邑者於縣鹽、及徙處其

遷(遷)者嚴道。——(嶽麓〔柒〕198~199)

□□曹。主令。主貳春・都鄉・啓陵・田□□

主三族從人、【諛】。吏卒・黔首及奴婢諛。

主盜賊發諛。

(里耶秦簡⑧389+⑧404+⑨1701)

廿八年正月辛丑朔丁未、貳春鄉敬敢言之。從人城旦皆非智(知)

箠田毆(也)、當可作治縣官府。謁盡令從人作官府及負土・佐輓、

而盡遣故佐負土男子田。及乘城卒・諸黔首抵辜(罪)者皆智(知)

箠田、謁上財(裁)自敦遣田者、母令官獨

遣田者。謁報。敢言之。今敬正月壬子受徒、弗報。壬子夕、佐黑

以來。／除半。□手。(里耶秦簡⑨22)

③故趙將軍樂突・不詳。あるいは燕の將軍で、子孫が趙に居住した

とされる樂毅の一族か。始皇十九年に趙が滅亡した後、趙の遺

民が何年にも渡って放置されていたとは考えにくいので、樂突

らは趙の滅亡時に代王嘉の自立に付き従ったか、それに呼應し

て獨立し、代の滅亡時(二十五年)に共に捕らえられた、と

いった経緯が考えられる。

其後二十餘年、高帝過趙、問、樂毅有後世乎。對曰、有樂叔。高

帝封之樂卿、號曰華成君。〔史記〕樂毅列傳)

④舍人・私的に召し抱えられた近侍。〔肆〕318~320簡注⑤參照。

⑤巴縣鹽・巴郡の縣に所屬する鹽官。例えば漢代巴郡の胸忍縣には

鹽官があった。

巴郡。：胸忍、容毋水所出、南入江。有橘官・鹽官。〔漢書〕地

理志上)

●令曰、吏及臣史有教女子辭(辭)上書即爲書而受錢財酒肉焉、

因反易(易)其言、不用其請(情)實而令其□□盜、爲詐(詐)

僞、辜完爲城旦以上、已論(論)輒盜戒(械)、令鄰(遷)徒・母

害吏謹將傳輸巴縣鹽、唯勿失、其耐城旦、已論輸巴縣鹽、有能捕

黥城旦辜一人、購金二兩、令臣史相伍、伍人犯令、智(知)而弗

告、與同辜、弗智(知)、賞一甲、能捕其伍人、除其辜、有(又)

贖之如令、臣史犯令、史與從事者、令史以上及其丞・畜夫・守

丞・長史・正・監(中略)：灋、耐辜以下遷(遷)之、其臣史毆

(也)、輸縣鹽、能捕若誦告犯令者、刑城旦辜以下到遷(遷)辜一

人、購金二兩。(嶽麓〔伍〕308~312)

⑥論・整理小組は「輪（輪）」と釋讀するが、字の左半分は全く見えない。右半分の字形は13・16簡の「輪」（横線が二本）よりも「論」（横線が四本）に似ているので、「論」に釋字を改めた。

⑦代「代」整理小組は「代」字の下の符合を「レ」符號、ないしは重文符號とし、後者の場合は衍字であるとする。圖版では重文符號のように見えるが、その場合、確かに意味が通らない。そもそもこの簡所の簡の綴合・釋讀にも問題があることは、本條文の【解説】を参照のこと。

⑧不當收「收」は身柄や財産などを官に沒收されること。（肆）3  
 5簡注②參照。すでに成人した男子や他家に嫁いだ女子は、通常は沒收の對象から外された。

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府（腐）者、皆收其妻・子・財・田宅。其子有妻・夫、若爲戶・有爵、及年十七以上、若爲人妻而棄・寡者、皆勿收。（二年律令174）175

⑨已論・整理小組は下文と連讀しているが、陳偉「《嶽麓書院藏秦簡〔伍〕校讀（續三）」（簡帛網二〇一八年三月二一日）に従い、「其完城旦春」と「其爲士五（伍）・庶人者」の兩方にかかることを見て、下文と切り離して譯した。

⑩苦作・勞苦のある作業をさせることか。蜀郡においても同様に苦作させる例がある。類似する表現に「劇作」がある。死毆（也）、自遷（遷）耐以上皆輸蜀、蜀守處不可亡所苦作、將司之、令終身毋得免赦。（嶽麓〔柒〕178）

皆笞（苦）劓（劓）之、多以其故、難有言於吏、甚不善、其令吏善以交、理律令□（嶽麓〔柒〕112）

郡徒隸少員者、各作之其郡采金・采鐵・鹽官。其母此官者、各作之其郡劓（劓）作縣。（嶽麓〔肆〕遺漏簡（2003））

督作劇、不勝痛、自殺死、歲數百千人、久者蟲出腐爛、家不得收。（漢書 陳萬年傳）

出麥五百八十石八斗八升。以食田卒劇、作六十六人、五月盡八月。（居延漢簡303・24）

⑪將司・監督すること。（肆）24 28簡注⑫參照。

⑫免赦・恩赦などによって罪を帳消しにすること。

惟明詔採前世之舉、觀魏尙之功、免赦參刑、以爲軍鋒、必有成效、宣助國威。（後漢書 龐參列傳）

●數言赦、不便。請、自今以來、節（即）爲令若有議爲毆（也）、而當以赦爲根者、皆以其赦令出之明日爲根、曰、某年某月某日以來。●廷卒乙廿（嶽麓〔伍〕166 167）

賊殺傷父母、牧殺父母、毆（毆）詈父母、父母告子不孝、其妻子爲收者、皆錮、令毋得以爵償・免除及贖。（二年律令38）

⑬盜械・罪人に使用する木製の刑具、およびそうした刑具を使用する處遇のこと。「鉗枸檣杖」を使用する處遇とは區別される。

爵五大夫、吏六百石以上及宦皇帝而知名者有罪當盜械者、皆頌繫。〔師古曰、：盜械者、凡以罪著械皆得稱焉、不必逃亡也。據山海經、貳負之臣、相柳之尸皆云盜械、其義是也。〕（漢書 惠帝紀）諸當鉗枸檣杖者、皆以錢（鐵）。當盜戒（械）・戒（械）者、皆膠

致桎梏。不從令、貲二甲。●廷戊十七（嶽麓〔伍〕223）

□當坐者及收其妻・子・奴婢、皆與偕處所縣、亦令終身毋得去。其有盜盜戒（械）、罽（遷）耐罪、戒（械）傳。（嶽麓〔柒〕197～198）

□□御史聞代人多坐從以毆、其御史往行、□其名□所坐以毆□縣□秦軍初□□到使者至、其當于秦下令毆者銜（率）署其所坐□令且解盜戒（械）。廿五年七月戊戌、御史大夫綰下將軍下□段

（假）御史警往行□

□下書都吏治從人者、□大□□見下校尉主軍□都吏治從□

□書從事各一牒、故何邦人爵死越□從及有以當制【秦】□（正）

□書亟言求代盜書都吏治從人者所毋當令者□

⑭膠致…嚴重に固定すること。

乃轆車膠致「正義、謂其車上著板、四周如檻形、膠密不得開、送致京師也。」、與王詣長安。（『史記』張耳陳餘列傳）

諸當鉗枸檣杖者、皆以錢（鐵）當盜戒（械）・戒（械）者、皆膠致桎梏。不從令、貲二甲。●廷戊十七（嶽麓〔伍〕223）

⑮桎…足かせ。

凡囚、上罪桎拳而桎、中罪桎桎、下罪桎。王之同族拳、有爵者桎、以待弊。「師古曰、械在手曰桎、兩手同械曰拳、在足曰桎。」（『漢書』刑法志）

相者曰、此良狗也。其志在獐麋豕鹿、不在鼠。欲其取鼠也則桎之。其鄰桎其後足、狗乃取鼠。（『呂氏春秋』士容論）

⑯蒼梧…秦が始皇二十五年に設置した蒼梧郡のこと。傳世文獻に記

載が無く、奏讞書によりその存在が判明した。●今復之、庫曰、初視事、蒼梧守竈・尉徒唯謂庫、利鄉反、新黔

首往毆、去北當捕治者多、皆未得、其事甚害難、恐爲敗。庫視獄留、以問獄史氏、氏曰、蒼梧縣反者、御史恆令南郡復。（奏讞書129

131 案例⑱）廿四年六月甲午朔乙卯、洞庭守禮謂遷陵丞。…（中略）…及蒼梧、爲郡九歲、乃往歲田。（里耶秦簡⑧735～⑧736）

⑰均處…均等に配置すること。罪人を郡中に「均輸」する例が里耶

秦簡にみえる。廿七年十一月戊申朔癸亥、洞庭段（假）守昌謂遷陵丞。遷陵上坐

反適（謫）臯（罪）當均輸郡中者六十六人、今皆輸遷陵。其聽書從事、它如律令。●以新武陵印行事。十二月丁酉、遷陵守丞敦狐

告司空主。以律令從事。／夫手。走郤即行。十二月丙申旦、庫佐黑以來。／莫邪半。癡手。（里耶秦簡⑨23）

⑱少人所…人口の少ない地域。「伍」12簡の「多田所」と對になる

表現か。秦中新破、少民、地肥饒、可益實。（『史記』劉敬列傳）

□鄉多田宇、少黔首。□（里耶秦簡⑨2119）

⑲疑亡者…逃亡の恐れがある者。（肆）290～291簡注③参照。

⑳械…注⑬に引いた嶽麓〔伍〕223に據り、「盜械」とは區別される

處遇だと解釋した。

②有等比…以降に類似の事例があれば同様にすること。〔肆〕288簡  
注③參照。

【解説】

故の趙の從人について、その家族や舍人の扱いを定めた條文。皇帝の裁可（「制曰可」）などは記されていないものの、元の詔敕の形式を残した條文で、假正からの上奏に對し、それを取り次いだ御史が修正・増補を加えているのだろう。紀年はないが、齊が滅亡した始皇二十六年以降の上奏であるのは間違いない。

當初、假正は新たに捕らえた故趙の從人の家族・舍人、および故代・齊の從人の家族・舍人について、魏・楚と同様に扱おうと提案する。具體的には、

①通常は沒收の對象とならない成人した息子・出嫁した娘をも裁きの對象とする。

②彼らを巴縣鹽に移送する。

という措置を、魏・楚に遅れて占領された代・齊の、および最近捕らえられた從人にも適用しようとしたのだろう。これに對し御史は、彼らを①魏・楚と同じように裁かせる（「論」）という點には同意しつつも、②移送（「輸」）先については、巴縣鹽にはすでに人員が多いことから、別の場所を指定する。すなわち裁きを受け、完城且春とされた者は洞庭郡に、士五・庶人の地位に留まった者は蒼梧郡に送ることが改めて提案された。併せて、各郡内での配置場所や監視のされ方、着けられる刑具、および裁かれ移送される者の夫・妻・子の同行許可などについても措置案が記される。

本條文はひとまず、以上のように解釋できる。だがこれは、簡の殘缺部分に「廿四人故」や「等廿四人故」を補う、整理小組の釋文に基づいた解釋である。實のところ、この補釋には確たる論據がない。補釋に従うなら、この條文では「廿四人」が執拗に繰り返されていることになり、いささか違和感を覚える。何よりも當惑させられるのは、15簡の圖版をめぐる問題である。15簡の寫眞は多くの箇所、上端の小斷片の下に缺損がある形で示され、その缺損部分に「等廿四人故」が書かれていたことになっている。だが「第一組背面編聯圖版」では、小斷片が下の部分に直接繋がる形で寫眞が撮られている。簡の形状も一致し、またこの接合により上下の墨跡が繋がるようにも見える（圖參照）ので、それが元來の姿であった可能性も残る。その場合、14と15簡の釋文は、

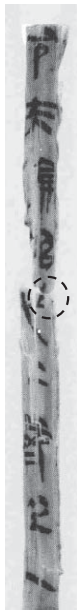
…御史言、巴縣鹽多人、請（14）

□令夫論詔□齊從人之妻子・同產・舍人及其子已傳・嫁不當收者、…（15）

となり、日本語譯すると、

御史が言うには、巴郡の縣にある鹽官には人が多く、請うらくは…夫に命じて詔…齊の從人の妻子・兄弟姉妹・舍人、およびそれらの子のうちすでに傳籍された者・嫁いだ者で沒收に相當しない者を裁かせること、…

という具合になる。いささか読みづらく、整理小組の補釋に従った方が確かに筋は通る。だが、高い蓋然性がないにも拘わらず多くの



圖



文字を補うのは不適切で、整理小組の補釋には疑念が残ることを、繰り返し指摘しておく。

《二九〇二九》

- 諸治從人<sup>①</sup>者、具書<sup>②</sup>未得者名・族<sup>③</sup>・年・長・物色<sup>④</sup>・疵瑕<sup>⑤</sup>、移
- 讓<sup>⑥</sup>縣道、縣道官謹以讓窮求<sup>⑦</sup>、得輒以智巧<sup>⑧</sup>讓
- 訊<sup>⑨</sup>其所智(知)從人・從人屬・舍人<sup>⑩</sup>、未得而不在讓中者、以益讓
- 求<sup>⑪</sup>、皆捕論之<sup>⑫</sup>。敢有挾舍匿<sup>⑬</sup>者、皆與同辜。
- 同居<sup>⑭</sup>・室人<sup>⑮</sup>・典<sup>⑯</sup>・老<sup>⑰</sup>・伍人<sup>⑱</sup>見其挾舍匿之、及雖弗見<sup>⑲</sup>、人或
- 告之而弗捕告、皆與挾舍匿者同辜。其弗
- 見及人莫告、同居・室人、辜減焉一等<sup>⑳</sup>、典・老・伍人皆贖耐<sup>㉑</sup>。
- 挾舍匿者人奴婢毆(也)、其主坐之如典・老
- 伍人<sup>㉒</sup>。所求<sup>㉓</sup>在其縣道官畝中而脫、不得、後發覺<sup>㉔</sup>、鄉官畜
- 夫<sup>㉕</sup>・吏及丞・令・令史主者、皆以論獄失
- 舉人律<sup>㉖</sup>論之<sup>㉗</sup>、執濃<sup>㉘</sup>・執濃丞<sup>㉙</sup>・卒史<sup>㉚</sup>主者、辜減焉一等。當坐者
- 或偏捕告<sup>㉛</sup>、其所當坐者皆相除。或能
- 捕若訶告<sup>㉜</sup>從人・從人屬・舍人及挾舍匿者、死辜一人若城旦舂・鬼
- 薪白粲辜二人、購錢<sup>㉝</sup>五千<sup>㉞</sup>。捕城旦舂
- 【鬼薪白粲辜一人若舂(遷)耐辜二人】、購錢二千五百<sup>㉟</sup>。捕舂(遷)
- 耐辜一人、購錢千二百。皆先予、毋以次<sup>㊱</sup>。●從人
- 之屬・□人或能相捕<sup>㊲</sup>、捕從人死辜一人若城旦舂・鬼薪白粲辜二人
- 者、除其辜以為庶人<sup>㊳</sup>。捕城旦舂
- 鬼薪白粲辜一人若舂(遷)耐辜二人、皆減其辜一等<sup>㊴</sup>。謹布令、令
- 黔首・吏官徒隸<sup>㊵</sup>・奴婢明智(知)之、毋
- 巨(距)辜。

●十五

29 (1038)

【譯】

●およそ從人を取り調べる場合、まだ捕まえていない者の氏名・年齢・身長・物色・疵瑕を具さに記し、讓を縣道に送り、縣道の官は厳正に、讓によって徹底的に探し、捕まえたらその都度、知恵と巧詐をもちいて、その知人である從人や從人の家屬・舍人について譴訊し、まだ捕まえられていないのに讓に載っていない者がいれば、その者についての情報を追加して探し、いずれも捕えて裁く。不届きにも挾・舍・匿した場合は、いずれもともに同罪とする。同居・室人・典・老・伍人が、挾・舍・匿しているのを見たのに、および見ていなくても、そのことを告げる者がいたのに、捕えたり告発したりしなければ、いずれも挾・舍・匿した者と同罪とする。見ておらず、人が告げていなければ、同居・室人は、罪を一等減じ、典・老・伍人はいずれも贖耐とする。挾・舍・匿した者が人の奴婢であれば、その主人は典・老・伍人と同様に罪に問われる。搜索対象がその縣道官の境界中にいたのに取り逃がし、捕まえず、後に發覺したならば、郷部畜夫・官畜夫・吏および丞・令・令史の擔當者は、いずれも論獄失罪人律で裁き、執法・執法丞・卒史の擔當者は、罪を一等減じる。罪を問うのに相當する者が偏捕告したならば、その罪を問うのに相當する者をいずれも免罪とする。從人・從人の家屬・舍人および挾・舍・匿した者を捕えたり、もしくは訶告したりすることができれば、死罪一人もしくは城旦舂・鬼薪白粲の罪二人ごとに、購錢五千。城旦舂・鬼薪白粲の罪一人もしくは遷・耐罪二人を捕えるごとに、購錢二千五百。遷・耐罪一人を捕えるごとに、購錢千二百。いずれも先にあたえ、順序通りにしなご。

●從人の家屬・□人がお互いを捕えることができれば、從人の死

罪一人もしくは城旦舂・鬼薪白粲の罪二人を捕えた者は、その罪を免除して庶人とする。城旦舂・鬼薪白粲の罪一人もしくは遷・耐罪二人を捕えたならば、いずれもその罪を一等減じる。厳正に令を布告し、黔首・吏や官府の徒隸・奴婢にこの法令をはつきりと知っておかせ、罪を犯さないようにさせる。 ●十五

【注】

①治従人…従人を取り調べる。「従人」は〔伍〕13～18簡注②参照。里耶秦簡には「代人」と「従人」が共に見える事例があり、都吏が取調に派遣されている。

【制詔】御史。聞代人多坐従以馘、其御史往行、□其名□所坐以馘

縣官□秦軍初□□到使者至、其當于秦下令馘者、衛(率)書其所坐

令且解盜戒(械)。廿五年七月戊戌、御史大夫綰下將軍下令段(假)御史警往行

□下書都吏治従人者、□大□□下校尉主軍□都吏治【従人者】

□書従事各二牒、故何邦人爵死越令従及有以當制秦(正)(里耶秦簡⑧528+⑧532+⑧674)

□書亟言求代盜書都吏治従人者所毋當令者

□□留日騎行書留。/□手。□(背)(里耶秦簡⑧528+⑧533+⑧674 一部釋文を李洪財「秦簡牘」従人考「文物」二〇一六年第二期に據り改めた。)

②具書…つぶさに記す。「具署」に同じ。

其獄奏殿(也)、各約爲鞠審、具傳其律令、令各與其當比編而署律令下曰、以此當某某、及具署舉人馘(繫)不馘(繫)。(嶽麓〔伍〕113～114)  
即有吏卒民屯士亡者、具署郡縣里・名・姓・年・長・物色、所衣服齋操、初亡年月日、人數、白報。(居延漢簡303・15、513・17)

③名族・氏名。里耶秦簡の更名板(⑧496)には、生(姓)字を族字に改めるとあり、「名姓」が「名族」になったのだろう。一方、楚簡にも「名族」が見える。

昔者曾子處費、費人有與曾子同名族者而殺人。人告曾子母曰、曾參殺人。「高誘注、名、字。族、姓。」(『戰國策』秦策二) 曰産曰族。(里耶秦簡⑧461)

●制曰、後令箸其族。(嶽麓〔陸〕86)  
冗佐上造臨漢都里曰援、庫佐冗佐。 年卅七歲。 爲縣買工用、端月行。

爲無陽衆陽鄉佐三月十二日、 族王氏。  
凡爲官佐三月十二日。(里耶秦簡⑧1256)  
辛巳之日不以所死於其州者之居處・名族至(致命、阡門又敗。(包山楚簡32)

④物色…形状・容貌。里耶秦簡では、物色は具體的には肌の色、顔かたち、顔つきや毛髪などの外見的特徴を指す。

卅五年八月丁巳朔己未、啓陵鄉守狐敢言之。廷下令書曰、取鮫魚與山今盧(鱸)魚獻之。問津吏徒、莫智(知)。●問智(知)此魚者、具署物色、以書言。(里耶秦簡⑧789)  
朗心傷其冤、試以建等物色獨問忠・平、而二人錯愕不能對。「李

賢注、物色、謂形狀也。〔後漢書〕寒朗傳

徒士五（伍）右里繚可、行到零陽廡谿橋亡、不智（知）……繚可年可廿五歲、長可六尺八寸、赤色、多髮、未產須（鬚）。（里耶秦簡⑧ 329 + ⑧ 519 + ⑧ 537）

故邯鄲韓審里大男子吳驪、爲人黃皙色、隋（櫛）面、長七尺三寸  
□  
年至今可六十三四歲、行到端、毋它疵瑕、不智（知）衣服・死產・在所□（里耶秦簡⑧ 894）

⑤疵瑕・アザ、できもの、キズ。睡虎地秦簡「日書」には、「疵在某」という例が多く、體の至る所にできるもので、アザやできものを指す。瑕について、典籍史料では内面的な缺點を指し、體のキズを指す用例はないが、指名手配書に書かれる以上、外見的特徴と考えるほかない。瑕には玉中の傷の意味があり、ここでは體のキズを指すか。『淮南子』高誘注には「疵、贅也」とあり、この贅は肉腫、こぶのこと。

子、鼠也。盜者兇（銳）口、希（稀）須（鬚）、善弄手、黑色、面有黑子焉、疵在耳、臧（藏）於垣內中糞蔡下。（日書甲種 69 背）

□御史請諸出入津關者、皆入傳、書郡縣里・年・長・物色・疵瑕見外者及馬職（讖）物關舍人占者、津關謹閱、出入之。（二年律令 498）

乃前曰、璧有瑕、請指示王。（史記）廉頗藺相如列傳

今以人之小過、揜其大美、則天下無聖王賢相矣。故目中有疵、不害於視、不可灼也。〔高誘注、疵、贅〕（『淮南子』汜論）

⑥讒・指名手配犯の姓名、族氏、年齢、身長、容貌、特徴を記した

指名手配文書。動詞の用例については注⑪参照。

□曹。主令。主貳春・都郷・啓陵・田□□

主三族從人【讒】。吏卒・黔首及奴婢讒。

主盜賊發讒。

（里耶秦簡⑧ 389 + ⑧ 404 + ⑧ 1701）

廿八年九月戊戌朔癸亥、貳春郷守畸敢言之、廷下平春君居段舍人南昌平智（知）大夫加讒書曰、各謙（廉）求其界中、得弗得、亟言、薄留日。今謙（廉）求、弗得、爲薄留一牒下、敢言之。（正）九月丁卯旦、南里不更除魚以來。／徹半。壬手。（背）（里耶秦簡⑨ 235）

當布求之筭

卅年下到遷陵（里耶秦簡⑨ 2326）

⑦窮求・調べ求める。徹底的にさがす。

光曰、卽無事、當窮竟。〔師古曰、既無實事、當令有司窮治、盡其理。〕（漢書）酷吏傳 田延年

窮求其請（情）、以濃論之。（嶽麓〔陸〕24）

窮求其請（情）、以濃論之。（嶽麓〔陸〕24）

男子訶、相、賜、茂陵女子紀姣皆有罪。疑殊死以上、與家屬俱亡。章所及姦能、當窮竟□（居延漢簡 EP13: 31）

⑧智巧・機謀と巧詐。ずる賢さを表すことが多い。

聖人之道、去智與巧。智巧不去、難以爲常。（韓非子）揚榘

南郡復吏乃以智巧令脩（攸）誘召敢（聚）城中、譖訊傳先後、以別、捕殺（繫）戰北者。（奏讞書 152-153 案例⑱）

民心動搖、商賈求利、東西南北各用智巧、好衣美食、歲有十二之

利、而不出租稅。(『漢書』貢禹傳)

⑨ 讞訊…尋問する、つきつめて尋ねる。「讞」は「讞」に同じ。獄籠〔叁〕 案例⑨⑩には「讞訊」と「讞謂」が見え、いずれも獄史が容疑者や事件についての情報を、容疑者本人や関係者から得ようとする場面で用いられる。特に「讞謂」は、詳細は不明だが、容疑者について獄史が得ている情報に基づき、供述の矛盾を突くことのようにである。なお、ここで「訊」の目的語となっているのは尋問の対象者ではなく、調査すべき事項であるが、そうした用例は獄籠〔肆〕276に見える。

●令獄史□…(中略)：状、及讞訊居處・簿宿所、讎。●同日、歸義。就(就)(讎) 日未盡、爲人庸(備)、除芝。●讞訊同歸義狀及邑里居處狀、改曰隸臣非歸義。…(中略)：□讞謂同、同和不道一吏(事)者、而言毋(無)坐毆(也)。同日、毋(無)坐毆(也)、不智(知)所問(?)。●復讞謂同、同爲吏〔僕〕、人見同、巫從同、畏不敢捕同而□(獄籠〔叁〕142、145 案例⑨)

即各日夜別簿讞訊都官旁縣中・縣中城旦及牒書其亡□□…(中略) …觸等盡別讞訊安旁田人、皆曰不智(知) …(獄籠〔叁〕153、154 案例⑩)

●訊索(素) 時所居、其死罪、吏徒部索(素) 弗得者、贖耐。(獄籠〔肆〕276)

本條文では捕らえた従人から他の関係者のことを聞き出そうとしており、従って「讞訊」は単に尋ねるのではなく、質問の意圖を巧みに隠しつつ「讞訊する——ひそかに聞き出す——」ことではないかという意見も出た。『後漢書』には「潜伺」という語があり、これは秘密裏に調査することである。

哀帝時、有言越嶺太守欲反、刺史大懼、遣文公等五從事檢行郡界、潜伺虛實。(『後漢書』方術傳上 任文公傳)

⑩ 従人・従人屬・舍人…従人は獄籠〔伍〕13、18簡注②、舍人は同注④参照。「従人屬」は13、18簡に見える従人の妻子・同産、すなわち家屬であろう。

代・齊従人之妻子・同産・舍人及其子已傳・嫁者、比故魏(魏)・荆従人。(獄籠〔伍〕14)  
夫章子豈不欲有夫妻子母之屬哉。(『孟子』離婁下)

⑪ 讞求…情報を求める、密かに搜索する。讞には動詞の用法もあり、「求める」の意。単に搜索するのではなく、対象についての情報を広く収集することも含意される。

●診首□髻髮、其右角瘡一所、表五寸、深到骨、類劍迹。其頭所不齊賤賤然。以書讞首曰、有失伍及齒不來者、遣來識戲次。(封診式35、36)

吏徵捕讞求之及爲論報、皆不當敢稱制詔、此卽擣(矯)制毆(也)、及傳制書于獄、不宜。(獄籠〔陸〕65)  
讞、…求也。(『廣雅』釋詁三)

乏興猥速讞讞求。「師古注、…訶謂知處密告之也。讞隱語也、謂偵伺官府利害、隱密其事有所追求也。一日乏興之人棄家逃匿、故官司速捕讞讞而求也。」(『急就篇』卷四)

⑫ 挾・舍・匿…舎は事情を知っているかどうかを問わず広く匿うことを、匿は特に犯罪者と知りながら匿うことを指す。挾は「攜帶する」ことであるが、夾は介に通じ、「幫助する」の意もあ

る。ここでは犯罪者の身近にあつて潜伏を助けることだろう。

吏先爲印斂、毋令典・老挾戶賦錢。（嶽麓〔肆〕120）

亡人挾弓・弩・矢居禁中者、棄市。（龍崗秦簡17）

典・田典更挾、里門籥（籥、以時開。（二年律令36）

匿罪人、各與同罪。舍若取亡罪人爲庸（傭）、不智（知）其亡、盈

五日、罪司寇以上、各以其贖論之。所匿・舍・取未去、若已去後

智（知）其請（情）、而捕若誦告吏、吏捕得之、及所匿・舍・取者

自出、若先自告、皆除匿・舍・取者罪、勿購賞。（胡家草場漢簡35

、37、甲十四律 亡律）

挾私書、行請謁及爲行書者、皆斷、無赦。（墨子「號令」

繹（畢）公高爲客、邵（召）公保葦（蕪）爲夾（介）、周公弔（叔

且爲宐（主）（清華大學藏戰國竹簡「壹」）者夜1、2）

人臣輔其君者、若鄭之子產、晉之叔向、齊之晏嬰、挾君輔政、以

竝立於中國。（『戰國策』劉向書錄）

⑬同居…同居する家族。〔肆〕184簡注⑤参照。

⑭室人…家の者。同一世帯内の血族家族。〔肆〕1簡注④参照。

⑮典老…里典と里老。〔肆〕1、2簡注⑨、〔肆〕11、12簡注④参照。

⑯伍人…同伍の人。嶽麓〔肆〕3、5簡注④参照。

⑰所求…求めるところ、搜索対象。従人以外をも含むので、対象が  
廣いことからこうした表現を用いたか。

⑱發覺…明るみになる、發覺する。「發覺」の下の「」は圖版よ  
り補った。

它爲後發覺、皆審（嶽麓〔叁〕205 案例⑫）

吏有罪未發覺者、赦之。（『漢書』高帝紀下）

⑲郷官畜夫…郷部畜夫と官畜夫のことか。官畜夫は〔肆〕106、108簡  
注⑨参照。

●傷一人、賞郷部官〔畜〕夫・吏・吏主

史主者各一盾。過一人、以人數

取告尉、謂郷官畜夫・令書曰。公大夫張（里耶秦簡⑧297 + ⑧1600）

盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正典・田典・伍人不告、

罰金四兩。或頗告、皆相除。尉・尉史・郷部・官畜夫・士吏・部

主者弗得、罰金四兩。（二年律令201、202）

⑳論獄失辜人律…過失による不當な論罪への科罰を定めた律。嶽麓

簡には「失辜人律」も見える。秦律には論失や失獄、失刑罪と

いった、論罪や量刑の過失への科罰が散見する。一方、罪人と

すべき者を故意に見逃し、裁かなかつた場合は、「縦囚」「縦辜

人」とされた。

不審、以失辜人律論之。（嶽麓〔陸〕87）

士五（伍）甲盜、以得時直（直）臧（臧）、臧（臧）直（直）過六

百六十、吏弗直（直）、其獄鞫乃直（直）臧（臧）、臧（臧）直

（直）百一十、以論耐、問甲及吏可（何）論。甲當黥爲城旦、吏爲

失刑辜（罪）、或端爲、爲不直。（法律答問33、34）

及論獄失者、其同獄一鞫有數人者、皆當人坐之。執灋・縣官所已  
前論不應律者、皆當更論。請〔亟〕令更論・論失者。〔嶽麓



〔陸〕 33 34

銚曰、不智(知)毛誣講、與丞昭・史敢・賜論盜牛之罪、問如講。昭・敢・賜言如銚、問如辭。●鞫之、講不與毛謀盜牛、吏答諒(掠)毛、毛不能支疾痛而誣指講、昭・銚・敢・賜論失之、皆審。(奏讞書119 121 案例17)

論獄可(何)謂不直。可(何)謂縱囚。辜(罪)當重而端輕之、當輕而端重之、是謂不直。當論而端弗論、及傷其獄、端令不致、論出之、是謂縱囚。(法律答問93)

故黔首見犯此令者、及雖弗見或告之而弗捕告者、以縱辜人論之。

●廿一(獄麓〔伍〕 43 44)

②執法…地方に置かれた監察官。〔肆〕 24 28 簡注②参照。

②卒史…下級の小吏。〔肆〕 215 219 簡注⑩参照。

②偏捕告…相當數を捕らえたり告發したりすること。二年律令譯注 2 簡注⑨を参照。偏は「若干數」を示す頗と對になり、「相當數」を意味する。

□犯令者、其同居・典・伍或偏告、相除、除吏當坐者、同居・典・伍弗告、郷部畜夫得之、除郷部畜夫。(獄麓〔陸〕 204)

其坐謀反者、能偏(徧)捕、若先告吏、皆除坐者罪。(二年律令2)

②4 訶告…犯罪の正確な内容ではなく、犯罪の疑いを告發すること。

〔肆〕 71 74 簡注⑩、および二年律令譯注139 簡注①を参照。訶告罪人、吏捕得之、半購訶者。(二年律令139)

②5 購錢…報奨として與える錢。〔伍〕 1 8 簡注⑩参照。なお購金という表現もある。

②6 先子母以次…先に與え、順番通りにはしない。他の購賞を受けるべき者に先んじて、優先的に與えることをいうのだろう。

②7 相捕…整理小組は「拘(拘)捕」と釋すものの、拘捕・拘捕といふ表現は他の簡牘史料には見られない。武漢大學簡帛研究中心 秦漢簡牘書會の改釋に従った(《獄麓書院藏秦簡〔伍〕讀札(一)》簡帛網二〇一八年三月九日)。

將軍禁令與律相繆、軍已歸而相捕告毆(也)、皆以律購賞之、毋以將軍令購賞。(獄麓〔陸〕 75)

盜鑄錢及佐者、智(知)人盜鑄錢、爲買銅・炭、及爲行其新錢、若爲通之、而能頗相捕、若先自告、告其與、吏捕頗得之、除捕者罪。(二年律令206 207)

②8 吏官徒隸…吏や官府に屬する徒隸。「吏官の徒隸」という用例は見当たらないが、「官の徒」「吏の僕養」といった表現はあり、それらを「吏官の徒隸」と總稱しているのだと考えた。黔首のみならず、徒隸や奴婢にまで周知させるよう命じられているであろう。

問之、啓陵郷吏・黔首・官徒莫智(知)。(里耶秦簡⑧ T69)

●倉律曰、毋以隸妾爲吏僕・養・官【守】府。(獄麓〔肆〕 165)

ただし、整理小組は「吏・官徒隸」と句讀し、「役人」と「官府の徒隸」が併置されていると解釋しているようである。確かに、法令の布告對象に「吏」が含まれる事例は存在する。だが

これに従うと、「黔首」の後に「吏」が置かれることになり、不自然である。  
 故騰爲是而脩灋（法）律令、田令及爲聞私方而下之、令吏明布、令吏民皆明智（知）之、母巨（距）於臯（罪）。（語書4～5）  
 謹布令、令吏・卒・黔首明焉、母巨（距）臯。●六（嶽麓〔陸〕17）

【解説】

19・21簡が11・12簡の、27・28簡が17・18簡の背面に映っており、本條文を構成する簡の一部については、反印文からその連続が確かめられる。それ以外は文脈による復元で、26簡の上部が激しく缺损している點などが氣に掛かるものの、内容としては確かに一つの條文として解釋できる。

前條に引き續き「従人」に關わる規定で、その内容は次の五點に區分できる。

- (1) 従人の指名手配と捜査・尋問の方法
- (2) 従人を匿った者への刑罰
- (3) 捜査対象を取り逃がした官吏への罰則
- (4) 従人を捕らえた者や密告者への購賞
- (5) 従人の家族などがお互いを捕告した場合の刑罰減免

そして最後に、この規定の黔首らへの通達について述べられている。手配書を廣く配布し、智恵をめぐらせて芋づる式に未逮捕者を捕らえるよう指示されており、従人への取り締まりの厳しさがうかがえる。注⑫に引いた胡家草場簡から知られるとおり、罪人を匿った者が罪人と同罪とされるのは、通常は「匿」した場合だけが、従人らについては挾・舎でも同罪とされた（逃亡者を匿った場合の罰則

については、嶽麓〔肆〕60～64簡の【解説】も参照のこと。また注⑭に引いた二年律令では、誦告者への購賞は通常の告發の半額とされているが、ここでは捕らえた者と同額で、かつ優先的に支給された。従人らの仲間割れを煽るような(5)の減免規定や、この規定を「吏官徒隸・奴婢」にまで知らしめるよう命じられていることと併せて、舊六國の勢力に對する秦の強い警戒感が傳わってくる條文である。

《三〇〇三三》

廿六年正月丙申<sup>①</sup>以來、新地<sup>②</sup>爲官未盈六歲節（卽）有反盜<sup>③</sup>、若有敬（警）<sup>④</sup>、其吏自佐史以上去繇（徭）使<sup>⑤</sup>、私謁之 30 (1018)  
 它郡縣官<sup>⑥</sup>、事已行<sup>⑦</sup>、皆以彼陳（陣）去敵律<sup>⑧</sup>論之。吏遣許者、與同臯。以反盜敬（警）事故<sup>⑨</sup>繇（徭）使、不用 31 (1014)  
 此令<sup>⑩</sup>。 ●十八 32 (1015)

【譯】

二十六年正月丙申以來、新地で官となつて六年を滿たさないうちにも、もし反盜が生じたり、もしくは警戒状態となつたりしたとき、その佐史以上の吏が持ち場を去つて徭使したり、他の郡の縣官へと赴くことを私的に願ひ出たりした場合、それらの行爲が既に行われたら、いづれも彼陳去敵律によつて裁く。派遣したり、許可したりした吏も同罪とする。反盜や警戒状態を理由として徭使する場合は、この令を適用しない。 ●十八

【注】

①正月丙申…この月の朔日は癸未、丙申は十四日。

②新地…新たに獲得した土地。秦簡では主に六國から得た新規占領地のことを指す。しばしば官吏の左遷先となり、そこで勤務する官吏は「新地吏」と呼ばれた。

惠文王二年、主父行新地、遂出代、西遇樓煩王於西河而致其兵。  
〔史記〕趙世家

聞新地城多空不實者、且令故民有爲不如令者實□（睡虎地4號秦墓木牘6）

●定陰忠言、律曰、顯大夫有辜當廢以上勿擅斷、必請之。今南郡司馬慶故爲冤句令、詐（詐）課、當廢官、令以故秩爲新地吏、四歲而勿廢。請論慶。制書曰、諸當廢而爲新地吏、勿廢者、即非廢。已後此等勿言。 ●廿六（嶽麓〔伍〕53～55）

③反盜・賊徒、反逆集團。嶽麓簡には「反寇」の語も見える。

●鞠之、義等將吏卒新黔首擊反盜、反盜殺義等、吏・新黔首皆弗救援、去北。（奏讞書155 案例18）

【…】□不敢獨前、畏栗、與偕環（還）走十二步。反寇來追者少、皆止、陳（？）、共（？）射（？） □□□（嶽麓〔叁〕238 案例18）

④有警・警戒状態となる、警戒態勢をとる。里耶秦簡に「備警卒」が見え、「有敬（警）」との關連を窺わせる。「有警」とはその特別な兵卒の動員を含む、制度的な警戒令の發動を言うものか。〔肆〕177～180簡も参照のこと。

邊境有警、愛身之死而不畢其愚、非忠臣也。（漢書嚴助傳）

十九年、□□□□南郡備敬（警）。（編年記26）

府告居延・甲渠・卅井・殄北鄯候、方有警備、記到、數循行教敕吏卒、明蓬火、謹候望、有所聞見亟言。有教。建武三年六月戊辰起府。（居延漢簡EPT25:459）

十一月壬寅、遷陵守丞翠敢告尉、告倉・啓陵・貳春鄉主。聽書、尉薄（簿）卒、鄉各薄（簿）吏・備敬（警）卒・徒隸食足不足數、善薄（簿）上、皆會戊申旦廷、唯勿留。尉下倉、倉傳二鄉。／丞手。（里耶秦簡⑦）陳偉「秦蒼梧、洞庭郡研究的重要資料」簡帛網二〇一九年九月一〇日所引未公開簡

⑤徭使・公務による出張。

擢爲司隸校尉、刺舉無所迴避、小大輒舉、所劾奏衆多、廷尉處其法、半用半不用、公卿貴戚及郡國吏繇使至長安、皆恐懼莫敢犯禁、京師爲清。（漢書蓋寬饒傳）

遷陵吏志。吏員百三人、令史廿八人、【其十】人繇（徭）使、【今見】十八人。（里耶秦簡⑨233）

●今廷史申繇（徭）使而後來、非廷尉當、議曰、當非是。（奏讞書189 案例21）

●令曰、郡及中縣官吏千石下繇（徭）傳（使）・有事它縣官而行、聞其父母死、過咸陽者、自言□□□□（嶽麓〔伍〕296）

⑥私謁之它郡縣官…「之」は行く、赴くの意。嶽麓簡には「之官」（勤務先の官署に赴く）の用例もある（嶽麓〔肆〕318～320簡注④参照）。前注の徭使が公務による移動であるのに對し、これは私的な移動（の禁止）についていう。

數變名姓、爲布衣、之它國。「師古曰、之、往也。」〔漢書〕景十三王傳・膠西王王端  
 王傳・膠西王王端  
 私去署之、它亭聚會羣戲飲□(居延漢簡403・10)

⑦事已行・「事」既に行われ(「た後」と解した。この「事」は、「徭使」や「私謁之它郡縣官」といった行爲を指す。これらが「行われた(官吏が勤務地から移動した)」という事實によって、處罰の要件が満たされた。

臣知封事已行、言之無及、誠欲陛下從是而止。(後漢書 陳蕃傳)  
 子告父母、臣妾告主、非公室告、勿聽。●可(何)謂非公室告。  
 ●主擅殺・刑・髡其子・臣妾、是謂非公室告、勿聽。而行告、告者辜(罪)。辜(罪)已行、它人有(又)襲其告告之、亦不當聽。  
 (法律答問104~105)

□□吏而枉灑、其事已行而得、偕耐之。其□□(嶽麓〔柒〕259)

⑧彼陳(陣)去敵律・戰場における敵前逃亡に關する律であろう。整理者は、「彼」||「被」とし、「及」の意味(陣に到達する、陣に臨む)で解し、さらに別案として「避」と解する(陣を避ける、逃避する)説を擧げる。清華簡『繫年』88簡に返が「罷」に通じる例(ただし人名)もあるため、「陣をやめる」とも解しうる。いずれとも決しかね、「彼陳(陣)」の正確な意味は未詳。

畏栗、去環(還)走冊(四十)六步。(嶽麓〔叁〕243 案例15)  
 楚王子返(罷)會晉文子變(變)及者(諸)侯之夫々(大夫)〔清華大學藏戰國竹簡(貳)〕繫年88~89)

⑨以反盜警事故徭使、不用此令・本條前半で公的・私的な移動の禁

止を述べたのに對し、ここはその例外規定。すなわち「反盜警事」そのものを理由とする移動(他郡への援助要請や軍事情報の傳達などが想定される)であれば許される、ということを確認している。

【解説】

新地の官吏に對する處罰規定。反盜が発生したり警戒態勢が敷かれたりした状況下において、その現場から離れようとした官吏やそれを許可した官吏は、「敵前逃亡」に類する罪を犯したものととして處罰される。六年という時限が設定されている理由は判然としないが——勤續六年を過ぎた官吏は警戒態勢のなかで勤務地を離れても、處罰されなかったのか?——、この期間は勤務地を不當な理由で離れる者が出ないよう、より厳しい規制が新地において適用されてきたのだろう。統一が完了する年に出された令であり、六國から得た「新地」の治安維持に、秦がとりわけ注意を拂っていたことが窺われる。同じく二十六年の紀年を有する嶽麓(叁)案例15「縮等畏栗還走案」は、當時の「反寇」との戦闘に言及している。奏讞書案例18もまた、始皇二十七年頃に「新地」である蒼梧郡下で生じた、「反盜」との戦闘に關連した裁判記録である。

なお、30簡の背面に42簡が、31簡の背面に43簡が映っており、兩簡の接續は内容以外の點からも確實なものといえる。

《三三三三四》

●諸有辜當遷(遷)輸①蜀巴及恆遷(遷)所②者、辜已決、當傳③而欲有告及行有告④、縣官皆勿聽而亟傳詣

33 (113)

【譯】

およそ蜀・巴、および規定の遷所へと、遷刑にされたり移送されたりする罪にあたる者が、罪が確定したのち、傳送するのが決定したのに告發を行いたいと願った、および出發後に告發を行った場合、縣官はいずれも受理することなく、すみやかに傳送して遷刑・移送の目的地へと連行することとし、遲滞してはならない。 ●十九

【注】

①遷輸・「遷」は遷刑のこと。「肆」71～74簡注①参照。「輸」は身柄を役務地に移送すること。同注⑨参照。

獄校律曰、略妻及奴騷悍、斬爲城旦、當輸者、謹將之、勿庸(用)傳□、到輸所乃傳之。遷(遷)者・遷(遷)者包及諸臯當輸□及會獄治它縣官而當傳者、縣官皆言獄斷及行年日月及會獄治者行年日月其遷(遷)・輸□會獄治、詣所縣官屬所執灑、即亟遣。(嶽麓〔肆〕232～234)

②恆遷所・罪人の移送先となる固定的な場所。整理小組は、本條に登場する蜀郡・巴郡や、また洞庭郡などがこれに当たるとする。  
〔伍〕13～18簡には、巴郡への移送が規定されていた罪人を、洞庭郡や蒼梧郡への移送に變更することが言及されている。また罰戍の配置先について記す〔柒〕1～5簡からは、どの郡に配置すべきかの對應關係が所屬郡ごとに固定されていたことがわかる。

遷(遷)子 爰書。某里士五(伍) 甲告曰、謁盜親子同里士五

〔伍〕丙足、遷(遷)蜀邊縣、令終身毋得去遷(遷)所。(封診式<sup>46</sup>)

已布令、丞・令・史・有秩吏分曹索(索)之、有挾劍兵長刀弗詣吏者輒捕、遷(遷)其郡恆遷(遷)所、皆輒行之。…(中略)：傳未入關者、皆環(遷)、各詣其郡恆遷(遷)所。丞相令遣丞相史若卒史一人往(嶽麓〔柒〕50～54)

●尉議。中縣有罪罰當戍者及陽平吏卒當戍者、皆署琅邪郡。屬邦・道當戍東故徼者、署衡山郡。□它如令。結請、許。而令中縣署東晦(海)郡、泰原署四川郡、東郡・參(參)川・穎(穎)川署江胡郡、南陽・河內署九江郡、南郡・上黨・屬邦・道當戍東故徼者、署衡山郡。(嶽麓〔柒〕1～3)

③當傳・「傳」はリレー式に送ること。「肆」317簡注①を参照。

諸書當傳者勿漕、斷臯輸遷(遷)蜀巴者、令獨水道漕傳。(嶽麓〔肆〕317)

④行有告…ここでの「行」は遷輸先への出發を意味すると解した。

注①で引用した嶽麓〔肆〕233「行年日月」(出發した年月日)、嶽麓〔柒〕51「皆輒行之」(すべて直ちに出發させる)に見える「行」も同じだろう。

廷行事有臯(罪)當遷(遷)、已斷已令、未行而死若亡、其所包當詣遷(遷)所。(法律答問60)

⑤輸・整理小組は「輸(輸)」とするが、字形により改めた。



【解説】

本條は、蜀・巴などの地に移送されることになった罪人が、告發をしたいと願った場合でも、移送を止めてはならず、すみやかに目的地に連行すべきことを規定する。條文中では「告」の對象が明らかではないが、「遷輸」の處罰が確定した罪人が、誰か他の人物を告發することと考えた。假にこの告發を受理して新たな裁判を始めれば、罪人の移送が中斷されてしまうため、それを避けるべく設けられた規定であろう。

遷・輸の對象者に限らず、罪人による告發という點に注目するならば、二年律令134簡に「年未盈十歲及毆(擊)者・城旦舂・鬼薪白粲告人、皆勿聽」とあり、刑徒の告發は受理されなかった。また唐律には「諸被囚禁、不得告舉他事。其爲獄官酷已者、聽之」(唐律疏議・鬪訟51)とあり、囚人による告發もやはり禁じられていたが、一方で獄官から苛酷な扱いを受けた場合は、告發が受理された。

《三五・三六》

●御史言、予徒隸<sup>①</sup>園有令<sup>②</sup>。今或盜牧馬・牛・羊<sup>③</sup>徒隸園<sup>④</sup>中、盡踐<sup>⑤</sup>其稼(稼)。請、自今以來盜牧馬・牛・羊 35 (0962)  
徒隸園中壹以上<sup>⑥</sup>、皆貲二甲。吏廢官<sup>⑦</sup>、宦者出宦<sup>⑧</sup>、而沒其私馬・牛・羊縣官。有能捕・誦告<sup>⑨</sup>犯此令 36 (2108)

【譯】

御史が申し上げる。「徒隸に園を與えることについては令がある。ところが今、馬・牛・羊を徒隸の園の中で不法に放牧し、その農作物をことごとく踏み荒らす者がいる。請うらくは、これ以降、馬・

牛・羊を徒隸の園中で不法に放牧すること一回以上であれば、いずれも貲二甲。吏であれば廢官とし、宦者であれば宦の身分から追放し、その私有の馬・牛・羊を官府に沒收する。この令に違反した者を捕えたり、誦告したりすることのできた者があれば：

【注】

①徒隸・官府の勞役に従事する刑徒。城旦舂・鬼薪白粲・隸臣妾などの總稱。

春、免徒隸作陽陵者。(史記・景帝紀)

賜不爲吏及宦皇帝者、關內侯以上比二千石、卿比千石、五大夫比八百石、公乘比六百石、公大夫・官大夫比五百石、大夫比三百石、不更比有秩、簪裹比斗食、上造・公士比佐史。毋爵者、飯一斗、肉五斤、酒大半斗、醬少半升。司寇・徒隸、飯一斗、肉三斤、酒少半斗、鹽廿分升一。(二年律令291~293)

嘉・穀・尉各謹案所部縣卒・徒隸・居貲贖責・司寇・隱官踐更縣者簿。(里耶秦簡16)

畜官課志。徒隸牧畜死負・剝賣課。徒隸牧畜畜死不請課。馬產子課。畜牛死亡課。畜牛產子課。畜羊死亡課。畜羊產子課。●凡八課。(里耶秦簡8 490 + 8 501)

②有令：既に一定の規定が存在していることをいう。

詰暨。羸(疊)論有令、可(何)故曰羸(疊)重。可(何)解。(嶽麓

(卷二) 102 案例⑥)

●縣官田有令、縣官徒隸固故有所給爲、今聞或不給其故事而言毋(無)徒以田爲辭(辭)及發(徒隸、或擇(釋)其官急事而移佐田、及以官威徵令小官以自便其田者、皆非善吏毆(也)、有如此者、

以大犯令律論之。 ●縣官田令中十八（嶽麓〔陸〕240～242）

③盜牧馬・牛・羊・「盜牧」とは不法に放牧すること。

盜牧者與同罪。□（龍崗秦簡14）

故曰陸地牧馬二百疇、牛千疇角、千足羊、澤中千足彘、水居千石魚波、山居千章之菽。（漢書）貨殖列傳

將牧公馬牛、馬〔牛〕死者、亟謁死所縣、縣亟診而入之、其人之其弗亟而令敗者、令以其未敗直（值）賞（償）之。（秦律十八種16）

卅年十二月乙卯、畜□□□作徒薄（簿）。受司空居貨□□。受倉隸妾三人、小隸臣一人。凡六人。〔一人〕牧馬武陵、獲。一人牧牛、敬。一人牧羊、□。一人爲連武陵薄（簿）、□。一人病、燕。

一人取菅、宛。（里耶秦簡⑧199+⑧688+⑧1017+⑧1895）

又胡便朱不耐牧馬。願更遣楊長房□（懸泉置漢簡DXT0112②：005）

④徒隸園・「園」は農園。〔肆〕54～59簡注⑩參照。整理小組は「徒隸園」を「徒隸が勞作を行う園」とし、次の38簡に見える「縣官園」と同じだとする。また里耶秦簡⑧1636「二人治徒園」の「徒園」を、「徒隸園」の略記とする。ただし整理者は「徒隸園＝縣官園」とする根據を擧げていない。ここでは前文に

「予徒隸園（徒隸に園を予う）」とあるのだから、縣官などから「徒隸に支給された農園」を指すと理解するべきだろう。

⑤踐・整理小組は「蹂」とするが、陳偉「嶽麓書院藏秦簡〔伍〕校讀」（簡帛網二〇一八年三月九日）により「踐」と改めた。

敦彼行葦、牛羊勿踐履。（詩經）大雅 行葦

王翳取其頭、餘騎相蹂踐、爭項王、相殺者數十人。（史記）項羽本

紀

卽令病心者南首臥、而左足踐之、二七。（周家臺秦簡・病方及其他337）

⑥壹以上・「壹」は一度、一回。放牧の回数が一度以上であること

をいう。月壹輸餼錢、及上券中辨其縣廷。月未盡而餼盈者、輒輸之。（嶽麓〔肆〕122～123）

⑦廢官・出仕を禁止されること。〔肆〕215～219簡注④參照。

⑧宦者出宦・宦者は皇帝の近臣。〔肆〕151～153簡注⑩參照。出宦は「廢官」と對になり、宦者の身分を奪うことをいう。皇帝の側

近くに仕える者を、その空間から「追い出す」という含意を持つものか。

吏・宦者及諸有爵者、或有罪廢官・出宦、以上及奪爵、皆已夫

（決）矣、節（卽）後上書及它人爲上書若屢（燕）居爲它事、尙稱

故官爵以爲勢、人□□故官爵□□皆反環（還）。自今以來有如此者、皆以大犯令律論之、以爲恆。（嶽麓〔柒〕252～254）

⑨訶告・犯罪の正確な内容ではなく、犯罪の疑いを告發すること。

〔伍〕19～29簡注⑭參照。

【解説】

本條は、徒隸に與えられた園に侵入して馬・牛・羊を不法に放牧し、作物を荒らした者への處罰を定めたものである。官吏や「宦者」といえども、徒隸が有する園への侵害は許されなかった。

整理小組は36簡と37簡との間に缺簡を想定せず、35～38簡を一連の條文と見なしているようである。だがこの接續には問題があり、ここでは暫く別の條文として本條を譯出した。次條【解説】を参照のこと。

《三七～三八》

□傷樹木它嫁（稼）及食之、皆令償之、或入盜牧者、與同濃<sup>①</sup>。

●請、諸盜牧馬・ 37 (1120+C4-2-17+C43-14-1)

牛・羊縣官園<sup>②</sup>者、皆用此令。 ●廿 38 (0930)

【譯】

…樹木やその他の農作物を傷つけた、およびそれを食べたときは、いずれも辨償させており、あるいは不法に放牧した者を引き入れたならば、同じ法を適用している。請うらくは、およそ馬・牛・羊を縣官の園で不法に放牧した者にも、いずれもこの令を適用されますよう。 ●二十

【注】

①或入盜牧者與同濃…園内で不法に放牧した者がいた場合、これを引き入れた者も（不法な放牧を行った本人と）同じ法を適用して處罰する。「與～同濃」については〔肆〕3～5簡注③を参照。

秦漢簡には「與同濃」のほか、「與同罪」も見える。  
主匿黥爲城旦舂以下到耐罪、各與同濃。（嶽麓〔肆〕16）  
律。縱囚、與同罪。 ●以此當丙・贅。（奏讞書95 案例⑩）

②縣官園…官有の園地。縣によって管理される園は里耶秦簡にも散見する。前條注④で言及した「徒園」〔⑧ 1036〕のほかには、「橘園」〔⑨ 869〕、「杏園」〔⑨ 1866〕、「髻（漆）園」〔⑧ 383+⑧ 484 ⑩ 1105〕がある。

廣漢後有罪誅、沒入爲官園、鳥獸草木、皆移植上林苑中。（『西京雜記』卷二）

【解説】

前條と同じく、「園」での「盜牧」に関する規定。冒頭の簡に斷裂があるものの、いずれかの園において、樹木や農作物に損害を與えた場合の處罰規定が引用されているようである。續いて「●請」と區切つて、その規定をさらに縣官の園で不法に放牧した者にも適用すべきことが提案される。従つて「●請」以前の部分は、縣官の園ではない別の種類の園に適用された法令であったと推定できる。あるいはそれが35～36簡の「徒隸園」だった可能性も、十分に考えられる。

だが、35～36簡と37～38簡が一連の條文だとすると、全體として、御史の上言↓「請、自今以來…」という提案↓「●請、諸盜牧…」という提案

という構成になり、二つの「請」が誰により、如何なる理由で繰り返されているのか、分かりにくい。そこで兩者を別々の條文として譯出した。

一方で、嶽麓簡には次のような條文もある。  
●居室言、徒隸作宮、宮別離居它縣畝（界）中、遠。請、居室徒隸・官屬有臯當封、得作所縣官、作所縣官令獄史封、其得它縣官當封者、各告作所縣官、作所縣官□□移封牒居室。 ●御史

請、許泰倉徒及它官徒別離<sup>㊦</sup>（獄籠（伍）319～320）

この條文は、「居室の上言↓（居室の）提案↓それを取り次ぐ御史の附加的な提案」という構成になっており、これを35～36簡と37～38簡に當てはめ得る、という意見も出た。

さらには、「御史言…請、自今以來…」は某官の上言に引かれた既存の詔敕であり、それを引用したうえで新たな提案（●請、諸盜牧…）が附加されているのではないか、という指摘もあった。すなわち、

（某官の上言）「御史の上言↓請、自今以來…」という詔敕の引用↓（某官の）「●請、諸盜牧…」という提案

という構造である。

こうした解釋に據るなら、35～36簡と37～38簡を一つの條文として理解できる。因みに先行する33～34簡は末尾に「●十九」、39～44簡には「●廿一」とあり、35～36簡と37～38簡が一條文だとすれば、この點においても辻褃があう。

とはいえ、「請」の重複を説明する二つの解釋は、前者においては御史の上言を他のどの官が取り次ぐのか想像しにくいという點で、後者においては節略部分を想定せねばならないという點で、問題が残る。ひとまず慎重を期し、35～36簡と37～38簡を別々に譯出した次第である。

なお37簡は獄籠（柒）の「拼合殘片」でC43b14」と綴合され、「同濃」●請、諸盜牧馬」部分の筆畫が補充された。ただし、釋文に變更はない。

《三九～四四》

●新地吏<sup>①</sup>及其舍人<sup>②</sup>敢受新黔首<sup>③</sup>錢財・酒肉・它物、及有賣買・段（假）賃・資<sup>④</sup>於新黔首而故貴賦（賤） 39 (395)

其買（價）<sup>⑤</sup>、皆坐其所受及故爲貴賦（賤）之臧（贓）・段（假）賃費・資息<sup>⑥</sup>、與盜同濃。其買<sup>⑦</sup>新黔首奴婢・畜產 40 (113)

及它物盈三月以上而弗予錢者、坐所買<sup>⑧</sup>買（買）錢數、亦與盜同濃。學書吏所年未盈十五歲者 41 (1037)

不爲舍人。有能捕犯令者城旦舉一人、購金四兩。捕耐舉一人、購金一兩。新黔首已遺予<sup>⑨</sup>之而能 42 (1012)

捕若告之、勿舉、有（又）以令購之。故黔首<sup>⑩</sup>見犯此令者、及雖弗見或告之而弗捕告者、以縱舉人 43 (1013)

論之<sup>⑪</sup>。 ●廿一 44 (1004)

【譯】

新地吏およびその舍人が不屈きにも新黔首の金錢や財物・酒肉・その他の物を受けとったときは、および新黔首と賣買・段賃・賃借を行う際にわざとその價格を高くしたり安くしたりしたときは、いずれも受けとったもの、および故意に高くしたり安くしたりしたことにより不正に得た財物・段賃の費用・賃借の利息を盗んだものとして、盜罪と同じ法を適用する。新黔首の奴婢・家畜およびその他の物を掛け買ひし、三ヶ月以上経っても支拂いしない場合は、その掛け買ひした金額を盗んだものとして、同様に盜罪と同じ法を適用する。文字を吏に學んでいて年齢が十五歳未滿の者は、舍人とみなさない。令に違反した者で城旦の罪の者一人を捕えることができたら、賞金は四兩。耐罪の者一人を捕えたなら、賞金は一兩。新黔首がすでにこれに贈與したけれども、これを捕えることができた

り、もしくは告發したりしたら、罪には問わず、さらに令によってこれに賞金を與える。この令に違反した者を故黔首が見た場合、および見てはいないけれども、これを告げる者がいたのに捕えたり告發したりしなかった場合は、縦罪人〔律〕でこれを裁く。●二十一

【注】

①新地吏・新地に所屬する官吏。しばしば左遷により新地吏となる  
ことがあり、官の身分のまま赴任する場合もあった。〔肆〕308  
～310簡注⑫・〔伍〕30～32簡注①参照。

②舍人・私的に召し抱えられた近侍。嶽麓〔肆〕318～320簡注⑤参照。  
本條後文には、文字を吏に學んでいる十五歳未満の者は舍人と  
みなさないと注記されており、十五歳以上であれば、文字を吏  
に學ぶ者も舍人として扱われたことが窺える。

③新黔首・新たに秦に服屬することになった民。〔肆〕210～211簡注  
⑨参照。

置吏律曰、縣除小佐母（無）秩者、各除其縣中、皆擇除不更以下  
到士五（伍）史者爲佐。不足、益除君子子・大夫子・小爵及公  
卒・士五（伍）子年十八歲以上備員。其新黔首勿強、年過六十者  
勿以爲佐。人屬弟・人復子欲爲佐吏（嶽麓〔肆〕210～211）  
●新黔首公乘以上挾母過各三劍、公大夫・官大夫得帶劍者、挾母  
過各二劍、大夫以下得帶劍者、母過各一劍、皆毋得挾它兵。過令  
者、以新黔首挾兵令論之。●十一（嶽麓〔柒〕58～59）

●黔首男子年十八歲以上及吏貲一甲、及責（債）自千錢及諸有責  
者、各以其縣道平賈（價）物直（值）、物直（值）千錢以上弗能償、

人而丁糶者、皆遣令戍新地、如貲首及罰戍、而爲除、日六錢、日  
備者輒歸之。新黔首勿【與】同罪、其繇（徭）使而不敬、唯大畜  
夫得笞之如律。新地守時脩其令、令都吏分部鄉邑、問不從令者、  
論之。●十九（嶽麓〔柒〕108～110）

④段貸・貸・「段」・「賃」・「賃」は、「貸す」・「借りる」雙方の意味

で用いられる。そのうち、「賃」が人間や動物を使役する目的  
での貸借の際に主として用いられるのに對し、「段」はそれ  
も含む様々な形態の貸借の際に用いられ、「賃」は基本的に消  
費目的の貸借の際に用いられるほか、官から貸與された穀物を  
指す場合もある。〔肆〕106～108簡注⑤・〔肆〕109～110簡注⑬・  
〔肆〕241簡注④、〔肆〕305簡注③、および本條【解説】参照。

妾未使而衣食公、百姓有欲段（假）者、段（假）之、令就衣食焉、  
吏輒被事之。倉律（秦律十八種48）  
段（假）裘者、勿假袍。段（假）袍者、勿假裘。（嶽麓〔肆〕385）  
須賈曰、今叔何事。范雎曰、臣爲人庸賃。（『史記』范雎蔡澤列傳）  
賃、庸也。（『說文解字』六篇下）

賃、女禁切、借備也。（『玉篇』貝部）  
賃、庸也。（『說文解字』六篇下）

今日、守以下行縣、縣以傳馬・吏乘給不足、毋賃黔首馬。（嶽麓  
〔伍〕136）

王命、命週（傳）賃一檐（擔）、飢之。（『殷周金文集成』12098・王命  
龍節）

人奴妾毆（擊）城旦舂、賃（貸）衣食公、日未備而死者、出其衣  
食。（秦律十八種141～142）

⑤故貴賤其價・價格を故意に高くしたり低くしたりすること。こゝ



では「貴賤」が動詞として用いられ、同様の用例に「少多」「少及多」がある。〔肆〕225～227簡注③参照。なお、秦簡では偏旁としての「𠄎」「武」は形が似ており、混同される場合もあつたことは、陳偉「嶽麓秦簡肆校商(三)」(簡帛網二〇一六年三月二十九日)が指摘する。

它物、若買故賤、賣故貴、皆坐臧爲盜、沒入臧縣官。(『漢書』惠帝紀)

自今以來、治獄以所治之故、受人財及有賣買焉而故少及多、其買(價)、雖母枉毆(也)、以所受財及其貴賤、買(價)、與【盜】【同】濃。(嶽麓〔伍〕229～230)

⑥段賃費・貸息…整理小組が「段賃費」を賃借の費用(使用料)、「貸息」を賃借により生じた利息と解釋するのに従う。「息」が「利息」を意味することは、〔肆〕301～302簡注⑧参照。

段(假)・貸錢金它物其所治之室人・所治之室人父母・妻子・同產、雖母枉毆(也)、以所段(假)賃費・貸錢金它物其息之數、與盜同濃。(嶽麓〔陸〕162～163)

一方で、嶽麓〔陸〕167～168には「…以所段(假)・賃〔・費〕・貸〔・費〕・賃錢金它者、其息之數、…」とあり、「〔・〕」という符號の位置を重視すると、「段賃する所の費・賃する錢金它物」ではなく、「段賃・費・賃する所の錢金它物」と讀める。だが本條文に「段賃、賃於新黔首…、皆坐其所受及故爲貴賤之臧・段賃費・賃息、…」とあるのは、「段賃」と「賃」が對になることを示唆しており、その方向で解釋した。

⑦貴買…掛け買ひ。

凡賒者、祭祀無過旬日、喪紀無過三月。〔鄭司農云、賒貴也。以祭祀・喪紀、故從官貴買物。〕〔孫詒讓正義、賒者、先買物而後償直。〕〔周禮〕地官司徒下)

元康二年十一月丙申朔壬寅、居延臨仁里耐長卿貴買、上黨潞縣直里常壽字長孫青復袴一兩、直五百五十、約至春錢畢、已姚子方〔居延漢簡 DJT57:72〕

⑧遺予…遺」はおくる、「予」はあたえる。

晉獻公將欲襲虞、遺之以璧馬、知伯將襲仇由、遺之以廣車。故曰、將欲取之、必固與之。(『韓非子』喻老)

有獄論、有獄論親所智(知)以獄事故、以財酒肉食遺及以錢金它物段(假)貸治獄、治獄者親所智(知)及有賣買焉而故少及多【其】買(價)、已受之而得、予者母臯。有獄者、有獄者親所智(知)以財酒肉食遺治獄者・治獄者親所智(知)、弗受而告吏、以盜【律】論遺者、以臧(贓)賜告者、臧(贓)過四千錢者、購錢四千、勿予臧(贓)入縣官。予人者、即能捕所予及它人或能捕之(嶽麓〔伍〕247～250)

堯乃賜舜絺衣與琴、爲築倉廩、予牛羊。(『史記』五帝本紀)有能捕告者、以馬予之。(嶽麓〔肆〕129)

⑨故黔首…新黔首に對し、もとから秦の民であつた者を故黔首といふ。

遊士在、亡符、居縣質一甲、卒歲、責之。●有爲故秦人、出、削籍、上造以上爲鬼薪、公士以下刑爲城旦。●遊士律(秦律雜抄4～5)今以故秦事敵、而使新民事本、兵雖百宿於外、竟內不失須臾之時、此富彊兩成之效也。(『商君書』徠民)

⑩以縱臯人論之…「縱臯人」は、罪人をそれと知りながら、摘發したり告發したりせず、故意に見逃すこと。整理小組は「論之」は多くが「律論之」であると指摘する。確かに嶽麓〔陸〕には「以縱臯人律論之」がみえ、ここは「律」字が缺けていると考えた。

於是招進張湯・趙禹之屬條定法令、作見知故縱・監臨部主之法、緩深故之罪、急縱出之誅。〔師古曰、見知人犯法不舉告爲故縱、而所監臨部主有罪并連坐也。〕〔漢書〕刑法志

●諸與毆（繫）者及囚奸、雖和之、皆以強與人奸律論之、而除女子。官嗇夫・吏主毆（繫）者智（知）其奸而弗効、以縱臯人律論之。弗智（知）、貲各二甲。 ●十四 ——（嶽麓〔陸〕 35～36）

【解説】

新地吏やその舍人が新黔首から不当に財物等を得た場合の科罰規定と、その違反者を捕えた場合の褒賞規定。新黔首は、黔首に對する規定の末尾に新黔首にはそれを適用しないと附記されたり、新黔首のみを對象とした規定が設けられたりするなど、しばしば特別な待遇を受ける。ここでは征服者である新地吏らが被征服者である新黔首を、經濟的に搾取するのを防ぐべく、特別な規定が定められている。

ただし新地吏らだけでなく、贈與を行った新黔首の側も科罰對象となった。そのことは條文後半に、贈賄者である新黔首が收賄側の新地吏らを捕えたり告發したりすれば無罪となり、褒賞も受けていることから知られる。條文冒頭の一般規定に「皆坐其所受及…、與盜同濃」として「皆」字がつけられるのは、「贈賄者も收賄者も」という意味なのだ、という意見も出た。

條文の末尾では、故黔首が違反者を見逃した場合、縱臯人律で裁くとされる。贈收賄を見逃した黔首一般ではなく、「故黔首」のみが科罰對象となるのはいささか不公平にも映る。おそらく、秦本土からやってきた新地吏と故黔首が結託し、互いにかばい合う傾向にあったので、特にこうした規定が設けられたのだろう。

條文の細部については、本條文にはさまざまな貸借を指す語として「段」・「賃」・「賁」が現れ、相互の意味の違いがはっきりしない。また注⑥に述べたとおり、「費」もそれらと並列される。「賃借」を意味する動詞である可能性が残り、議論を複雑にしている。ひとまず注④に述べたとおり、

「段」…使用貸借。

「賃」…。特に人間や動物を使役する目的での貸借。

「賁」…消費貸借。

と解釋した。だが、

新墾（野）丞主幸段癸錢・食一歲。（嶽麓〔叁〕 218～220）

のように、錢を「段」している事例もあり、なお検討の餘地が残る。

《四五～四七》

●諸取<sup>①</sup>有臯嬰（選）輸及處<sup>②</sup>蜀巴及取不當出關<sup>③</sup>爲葆庸<sup>④</sup>、及私載<sup>⑤</sup>出扞關<sup>⑥</sup>・漢陽關<sup>⑦</sup>及送道<sup>⑧</sup>之出蜀巴 45 (1105)

𠂔（界）者、其葆庸及所私載・送道者亡及雖不亡、皆以送道亡故徼外律<sup>⑨</sup>論之。同船食・敦長・將吏<sup>⑩</sup> 46 (1124)

見其爲之而弗告効<sup>⑪</sup>、論與同臯。弗見、貲各二甲而除其故令<sup>⑫</sup>。 ●廿四 47 (0967)

【譯】

およそ罪科があり、蜀巴に遷刑とされたり移送されたりした、および留め置かれた者を雇って、および關所から出るべきではない者を雇って保庸とした場合、および私載して扞關・漢陽關を出た場合、およびこれを送り導いて蜀巴の境界を出た場合は、その保庸および私載されたり送り導かれたりした者が逃亡したなら、およびたとえ逃亡していなくとも、いずれも送道亡故徼外律でこれを裁く。同船食・敦長・將吏が、それが行われるのを見ていたのに告効しなかつたなら、ともに同罪として裁く。見ていなかったなら、それぞれ賫二甲とし、その故令を除く。●二十四

【注】

①取…本條にみえる「取…爲葆庸」のほか、「取…爲庸」「取庸」などの形をとり、雇用することを意味する。

取罪人・羣亡人以爲庸、智（知）其請（情）、爲匿之。（嶽麓〔肆〕75）

□取庸七十九人。  
其卅九人女子人廿七。  
卅人男子人卅五。

食八石九斗十二。（懸泉置漢簡Ⅰ DXT0112-1: 023）

淳于光等九人、皆取廣利里鴻延林輔爲庸、自從其一人通不（懸泉置漢簡Ⅱ DXT0114-3: 487）

吏發民若取庸采黃金珠玉者、坐臧爲盜。「韋昭曰、發民、用其民。取庸、用其資以顧庸。」（漢書景帝紀）

②處…典籍では「處所」に流刑地を指す用例がある。（肆）71～74

簡注③參照。「處」は「居」に通じ、特定の場所におらせること、とどまらせることを意味するのだろう。

●臣請、令秦史遣以爲遼東縣官佐四歲、日備免之。日未備而有罍（遷）罍、囚處之遼東、其有耐罍、亦徙之遼東、而皆令其父母・妻子與同居數者從之、以罰其爲詐（詐）、便。（嶽麓〔陸〕253～255）

□□及坐人以罍（遷）輸處巴□（嶽麓〔柒〕175）

齊王曰、善。賜之上卿、命而處之。「高誘曰、處、居也。」（戰國策）秦策

不有居者、誰守社稷。不有行者、誰扞牧圉。（春秋左氏傳）僖公二年）

③出關…關所から出ること。ここでは巴蜀を取り巻く境界の關所から巴蜀の外に出ること。

前此令斷、傳已入關及陰密□環（遷）詣江胡而未出關、及其留在咸陽司空者、皆傳詣陰密、陰密處如等。傳未入關者、皆環（遷）、各詣其郡恆罍（遷）所。（嶽麓〔柒〕53～54）

南齊國族田氏、徙處長安、關送行、取爲妻、與偕歸臨菑（淄）、未出關、得。（奏獻書18～19 案例③）

楚太子因變衣服爲楚使者御以出關、而黃歇守舍、常爲謝病。（史記）春申君列傳

秦令少府章邯免鄴山徒・人奴產子生、悉發以擊楚大軍、盡敗之。周文敗、走出關、止次曹陽二三月。（史記）陳涉世家

④葆庸…雇われて使役される者。典籍では「保庸」「庸保」と記される。「庸」については75～76簡注①參照。居延漢簡には「葆」

單獨の用例も散見し、葆や葆庸は傳を取得すれば關所を出入り

することができた。

●令曰、母以隸妾及女子居貨贖者爲吏僕・養・老・守府、及母敢以女子爲葆（保）庸、令炊養官府・寺舍、不從令、貲二甲、廢丞・令・令史・官畜夫弗得、貲二甲。（嶽麓〔伍〕255-256）  
葆 鸞鳥息衆里上造顧收、年十二、長六尺黑色。皆六月丁巳出。不（居延漢簡15・5）

囊佗候官與肩水金關爲吏妻子葆、庸出入符。齒十。從一至百。左居官、右移金關。符合、以從事。（右側有刻齒）（肩水金關簡〔3E〕T22:099）

相如與俱之臨叩、盡賣車騎、買酒舍、乃令文君當廬。相如身自著犢鼻褌、與庸保雜作、滌器於市中。「師古曰、庸即謂賃作者。保謂庸之可信任者也。」（漢書「司馬相如傳」）

庸、用也。（說文解字「三篇下」）  
保、養也。（說文解字「八篇上」）

⑤私載・私的に運搬すること。後文には水路沿いの關所である扞關や、科罰對象として同船食が擧げられ、船に載せることが想定されているようである。（肆）317簡によれば、罪を斷じられた者を巴蜀に移送したり遷刑としたりする場合には水運で送ることとされ、そうした公用の船に私的に人を乗せて當該の關所を出ることも問題とされたのだろう。本條注⑥・⑩・【解説】參照。

諸書當傳者勿漕、斷罪輪、遷蜀巴者、令獨水道漕傳。（嶽麓〔肆〕317）

諸應乘官船者、聽載衣糧二百斤。違限私載、若受寄及寄之者、五十斤及一人、各笞五十、一百斤及二人、各杖一百、每一百斤及二

人、各加一等、罪止徒二年。從軍征討者、各加二等。監當主司知

而聽之、與同罪。空船者、不用此律。「疏議曰、應乘官船之人、聽載隨身衣糧二百斤。若二百斤外更載、若受人寄物及寄物之人、物滿五十斤及一人者、各笞五十。一百斤及二人、各杖一百。稱各者、謂人之與物、得罪各等、亦不限所載遠近、故注云但載卽坐。」（唐律疏議「雜律4」）

諸應乘官馬・牛・駝・騾・驢、私駄物不得過十斤、違者、一斤笞十、十斤加一等、罪止杖八十、其乘車者、不得過三十斤、違者、五斤笞十、二十斤加一等、罪止徒一年。卽從軍征討者、各加二等。若數人共駄載者、各從其限爲坐。監當主司知而聽者、併計所知、同私駄載法。（唐律疏議「厩庫4」）

⑥扞關・關所の名稱。二年律令譯注492簡注②參照。もとは楚が巴蜀との間に設置したものとされ、典籍では「扞關」「捍關」、あるいは「江關」とも書かれる。

□議、禁民毋得私買馬以出扞關、鄖關、函谷、武關及諸河塞津關。（二年律令506）

□相國上南郡守書言、雲夢附竇園一所在胸忍界中。任徒治園者出人（入）扞關、故巫爲傳、今不得。請以園印爲傳。扞關聽（二年律令518）

扞關長印（封泥攻略「卷四」）

肅王四年、蜀伐楚、取茲方。於是楚爲扞關、以距之。「集解、李熊說公孫述曰、東守巴郡、距扞關之口。索隱、按郡國志巴郡魚復縣有扞關。」（史記「楚世家」）

秦西有巴蜀、大船積粟、起於汶山、浮江已下、至楚三千餘里。舫船載卒、一舫載五十人與三月之食、下水而浮、一日行三百餘里、

里數雖多、然而不費牛馬之力、不至十日而距扞關。扞關驚、則從境以東盡城守矣、黔中・巫郡非王之有。「集解、徐廣曰、巴郡魚復縣有扞水關。索隱、扞關在楚之西界。復音伏。按、地理志巴郡有魚復縣。正義、在峽州巴山縣界。」〔史記〕張儀列傳  
 巴郡、秦置。…魚復、江關、都尉治。有橘官。「漢書」地理志上  
 巴郡、秦置。…魚復扞水有扞關。「續漢書」郡國志五  
 捍關、廩君浮夷水所置也。「水經注」卷三十四・江水二

⑦漢陽關・關所の名稱。『太平寰宇記』は褒城縣西北に漢陽關があり、漢代に設置されたと傳えるが、本條にいう漢陽關がそれにあたるなら、秦代にはすでに設置されていたことになる。褒城縣は漢代における漢中郡褒中縣のことであり、『漢書』地理志によればそこには漢陽郷があった。褒中は關中と漢中・巴蜀を繋ぐ要衝の地である。

漢王之國、良送至褒中、遣良歸韓。良因說漢王曰、王何不燒絕所過棧道、示天下無還心、以固項王意。乃使良還。行、燒絕棧道。「正義、括地志云、…蜀賦以石門在漢中之西、褒中之北是。又云、斜水源出褒城縣西北衙嶺山、與褒水同源而流派。漢書溝洫志示褒水通沔、斜水通渭、皆以行船。」〔史記〕留侯世家  
 漢中郡、秦置。…褒中、都尉治、漢陽郷。「漢書」地理志上  
 褒城縣、本漢褒中縣、以其當褒斜大路、故名。…漢陽關、在縣西北。即漢時所立。蜀先主時破魏軍、殺大將夏侯淵于此也。「太平寰宇記」卷一三三

⑧送道…「送」は送ること。「道」は「導」で、導くこと。宋人取邾田。邾人告於鄭曰、請君釋憾於宋。敝邑爲道。「陸德明

釋文、道音導、本亦作導。」〔春秋左氏傳〕隱公五年  
 寅餞納日、平秩西成。「僞孔傳、餞、送也。日出言導、日入言送。孔穎達疏、導者引前之言、送者從後之稱、因其欲出導而引之、因其欲入從而送之。」〔尚書〕堯典  
 痛乎、道民之道、可不慎哉。「師古曰、上道、讀曰導。」〔漢書〕地理志下  
 騫曰、爲漢使月氏、而爲匈奴所閉道。今亡、唯王使人導送我。誠得至、反漢、漢之路遺王財物不可勝言。「史記」大宛列傳

⑨送道亡故徼外律…逃亡者を故徼の外側に送り導いた場合の律。その具體的な内容は不明だが、故徼外への逃亡に關する律としては〔肆〕100簡・101簡・103簡などがある。

⑩同船食・敦長・將吏…「同船食」はこれまでのところ他に用例がないが、類似する語に「同食」「同車食」「車食」あるいは「徒食」がある。「同船食」は同じ一つの船に所屬し、一緒に食料を支給される同僚のことだと考えられる。「敦長」は「屯長」で、「將吏」は引率にあたる官吏のこと。二年律令譯注225簡注④・〔肆〕177・180注⑩參照。

不當粟軍中而稟者、皆貲二甲、法（廢）、非吏毆（也）、戍二歲、（屯）徒食、敦（屯）長、僕射弗告、貲戍一歲、令、士吏弗得、貲一甲。●軍人買（賣）稟粟所及過縣、貲戍二歲、同車食、敦（屯）長、僕射弗告、戍一歲、縣司空、司空佐史、士吏將者弗得貲二甲、邦司空一盾。（秦律雜抄11・14）

●令曰、諸從者有賣買而給（詒）人、與盜同濃、有（又）駕（加）其鼻一等、耐鼻以下有（又）遷（遷）之、從而奸、皆以強與人奸



律論之。耐女子爲隸妾、有能捕若訶告一人、爲除貨戍若罰戍四歲以下一人、欲以除它人、許之。其舍人・同食、見其給（詒）人（嶽麓〔伍〕<sup>291</sup>～<sup>292</sup>）

徒食・敦（屯）長・僕射智（知）【弗】告、城旦臯、貨戍四歲。罾（遷）臯、貨戍三歲。賈人買者、買二枚以上、罾（遷）、沒入臧（臧）縣官。募軍齋之軍者、罾（遷）之、受寄者與同臯。車食・敦（屯）長・僕射弗告、貨戍二歲。（嶽麓〔陸〕<sup>2</sup>～<sup>4</sup>）

不幸流、或能產拯一人、購金二兩。拯死者、購一兩。不智（知）何人、劇狸而護之。流者可拯、同食・將吏及津畜夫・吏弗拯、罰金一兩。拯亡船可用者、購金二兩。不盈七丈以下、丈購五十錢。有識者、予而令自購之。（二年律令<sup>430</sup>～<sup>432</sup>）

⑪告劾・「告」は違法行爲などを通報すること、「劾」は官吏が違法行爲や過失を告發すること。

津關謹以傳案出入之。詐僞出馬、馬當復入不復入、皆以馬買（價）訛過平令論、及賞捕告者。津關吏卒、吏卒乘塞者智（知）、弗告劾、與同罪。弗智（知）、皆贖耐。●御史以聞、制曰可。（二年律令<sup>510</sup>～<sup>511</sup>）

六月、發三輔及郡國惡少年吏有告劾亡者、屯遼東。「如淳曰、告者、爲人所告也。劾者、爲人所劾也。師古曰、惡少年謂無賴子弟也。告劬亡者、謂被告劬而逃亡。」（漢書「昭帝紀」）

⑫除其故令・以前の令を削除・廢止することか。ただしこの解釋だと、「賢各二甲」という科罰規定の後に續く意味が分かりにくい。嶽麓〔伍〕<sup>87</sup>～<sup>88</sup>に據り、以前の令の適用から除外するという意味だという意見も出た。

除盜鑄錢令、使民放鑄。（漢書「食貨志」）

初、高后時患臣下妄非議先帝宗廟寢園官、故定著令、敢有擅議者棄市。至元帝改制、蠲除此令。（漢書「韋賢傳」）

●制詔丞相斯所召博士得與議者、節（卽）有逮告劾、吏治者輒請之、盡如宦顯大夫逮。斯言、罷博士者、請輒除其令。（嶽麓〔伍〕<sup>87</sup>～<sup>88</sup>）

【解説】

巴蜀地域に居るべき者を保庸としたり、彼らを巴蜀の外に連れだそうとしたりした者への科罰規定。具體的には、次の三つの行爲が科罰の対象とされる。

- (1) 取有辜遷輸及處蜀巴及取不當出關爲保庸
- (2) 私載出扞關・漢陽關
- (3) 送道之出蜀巴界

(1) については、雇用して保庸とする（取：爲保庸）対象として「有辜遷輸及處蜀巴」と「不當出關」の二者が擧げられ、さらに「有辜遷輸及處蜀巴」は「有辜遷輸（蜀巴）」と「處蜀巴」とに分かれる。「罪有りて蜀巴に遷・輸す、および處す」という具合に、動詞（遷輸・處）を「及」で列擧した後、兩者共通の目的語を置くという文章構造は異例だが、「買及賣馬・牛・奴婢它郷・它縣」（嶽麓〔肆〕<sup>198</sup>）のように、出土法律條文中に類例がなくはない。

(1)～(3)のうち、(1)は雇用關係を結んだだけであり、それに逃亡罪（送道亡故徼外律）が適用されるのは不自然にも映る。だが注④で述べたように、漢代、保庸は傳を取得すれば關所の出入が可能となり、従って保庸とするのは一種の公的な身分の變更でもあった。罪科により巴蜀に遷・輸されたり留め置かれたりしている

者、あるいは巴蜀の關所から出てはならない者といった、移動に制限のある者を保庸とするのが禁じられているのは、保庸にすれば、彼らを關所から出入りさせるのが可能となったからではないか。後文に「其保庸：雖不亡」として、保庸とされた者が逃亡しなかつた場合も犯罪になると言明されているのは、身分の変更がすなわち逃亡だとみなされたからだろう。

(2) (3) では、關所や境界を通過して巴蜀地域の外へと連れ出すことが犯罪とされ、それにも「送道亡故徼外律」が適用された。だが典籍によれば、「故徼關」は蜀と滇の間にあり、巴蜀はあくまで故徼の内側に位置していた。

始楚威王時、使將軍莊躡將兵循江上、略巴・黔中以西。莊躡者、楚莊王苗裔也。躡至滇池、方三百里、旁平地肥饒數千里、以兵威定屬楚。欲歸報、會秦擊奪楚巴、黔中郡、道塞不通、因乃以其衆王滇、變服、從其俗、以長之。秦時嘗破、略通五尺道、諸此國、頗置吏焉。十餘歲、秦滅。及漢興、皆棄此國而關蜀故徼。巴蜀民或竊出商賈、取其苜蓿・犍牛、以此巴蜀殷富。  
〔漢書〕西南夷兩粵朝鮮傳

従つて扞關・漢陽關を出ることは故徼外への逃亡とはならないし、それを送導して巴蜀の境界を出る際にも、蜀から滇に向かうケースを除けば、故徼外に出ることにはならなかった。

にもかかわらず「亡故徼外律」で裁くというのは、故徼の内側における巴蜀の特殊な位置づけを示唆している。そのことは、

●諸有辜當遷(遷)輸蜀巴及恆遷(遷)所者、辜已決、當傳而欲有告及行有告、縣官皆勿聽而亟傳詣遷(遷)輸(輸)所、勿留。 ●十九(嶽麓(伍) 33、34)

〔議〕、諸遷(遷)輸(輸)蜀巴及它郡縣、母得去遷(遷)輸

〔輸〕所、而後有罪當戍新地者□□□□□□□□□□□□□□□□(嶽麓〔柒〕 114)  
のように、遷輸先を列挙する際に巴蜀だけ分けて記されることからもうかがえる。

なお、本條注⑤に挙げた嶽麓〔肆〕 317簡や注⑥に挙げた『史記』張儀列傳の記述に象徴されるように、巴蜀は水運との關わりが深い地域であり、戰國楚の主要な交通路が示される鄂君啓節においても、巴蜀に通じる西方の交通路では水路の活用が目立つ。本條で同船食が科罰對象となつているのは、やはり本條が巴蜀地域と深く關わるからではなからうか。

さて、ひとまず右のように本條文を解釋したものの、冒頭の科罰對象を列挙した部分については、やはり保庸にただけでは犯罪とはならず、そのうえで(2) (3) の行爲に至つて、はじめて罰せられるのではないかという意見も出た。だが「及私載」として「取：爲保庸」と「私載」とが並置されていること、逃亡していても科罰の對象になると後文に言明されていることに鑑み、採らなかつた。

《四八〇五二》

●監御史①下効②郡守③、縣官④已論⑤、言夫(決) ⑥郡守⑦。謹案致之⑧。不具者、輒卻。道近易具⑦、具者、郡守輒移 48 (1963)

御史以蠶(齋) 使⑧及有事咸陽者。御史掾平⑨之如令。有不具不平者、御史卻郡。而歲〔郡〕課郡所移⑩ 49 (2059)

并筭、而以夫(決) 具到御史者獄數術(率) 之⑪、嬰筭⑫多者爲殿⑬。十郡取殿一郡⑭、奇⑮不盈十到六亦取一。 50 (2097)

亦各課縣し、御史課中縣官<sup>⑥</sup>、取殿數如郡。殿者、貲守・丞・卒史・令・丞各二甲、而令獄史均新地<sup>⑦</sup> 51 (0831)

□□如此。其執獄<sup>⑧</sup>不□有少費<sup>⑨</sup>。 ●廿五 52 (0910)

【譯】

監御史が郡守に劾を下し、縣の官府がすでに裁きを終えたら、判決を郡守に報告する。郡守はこれを厳正に審査する。不備がある場合は、そのつど縣に返却する。道程が短く、整えやすいときには、整ったならば、郡守がそのつど齎使、あるいは咸陽に用務のある者に、御史のところへ移送させる。御史は令の規定のとおりこれを點檢する。書類に不備がある場合、あるいは公平でない場合は、御史が郡に返却する。毎年、郡が移送した…を評定し…〔缺簡〕…點數を合計し、判決が整って御史のもとに届いた獄案の數で、これに對する割合を算出し、一つの獄案あたりの點數が多い者を殿とする。十郡に一郡の割合で殿を選び、餘りが六郡以上、十郡未滿のときもまた一郡を選ぶ。郡もまたそれぞれ縣を評定し、御史は關中の縣の官府を評定し、殿を選ぶ數は郡の場合と同様にする。殿となれば、郡守・守丞・卒史・縣令・丞はそれぞれ貲二甲、獄史は新地に均すること…。〔缺簡〕…このようにする。裁判をつかさどるには、…しないが無駄が少ないようにする。 ●二十五

【注】

①監御史…官職名。監察を擔當する。

分天下以爲三十六郡、郡置守・尉・監。〔史記〕秦始皇本紀

監御史、康効以爲不當、錢不處、當更論。更論及論失者、言夫

〔決〕。(嶽麓〔叁〕14)

②下劾…「劾」は官が告發をすること。「下劾」はそうした告發を下級機關に下し、取調を命じること。

徒爲吳相、辭行、種謂盜曰、吳王驕日久、國多姦。今苟欲劾治、彼不上書告君、卽利劍刺君矣。南方卑溼、君能日飲、母何、時說王曰母反而已。如此幸得脫。〔史記〕袁盎鼂錯列傳

五月甲辰、州陵守綰・丞越・史獲論令癸・瑣等各贖黥。癸・行成衡山郡各三歲、以當灑。先備贖、不論沛等。監御史康効以爲不當、錢不處、當更論。更論及論失者、言夫〔決〕。(嶽麓〔叁〕13-14)

●受制詔以使者或下劾吏、吏治之、劾節(卽)不讎、或節(卽)徵選使者、請、自今以來、受制詔以使、其所舉劾(嶽麓〔伍〕63) 氏曰、劾下、與脩守媼・丞魁治。(秦獻書134-135)

③縣官…縣の官府。〔肆〕106-108簡注⑥參照。

具律曰、有獄論、徵書到其人存所縣官、吏已告而弗會及吏留弗告、告弗遣、二日到五日、貲各一盾。過五日到十日、貲一甲。過十日到廿日、貲二甲。後有盈十日、輒駕(加)貲一甲。(嶽麓〔肆〕230-231)

④論…罪に相當する罰を決定する。

豪彊有論罪、輪掌畜官。〔師古曰、論罪、決罪也。〕〔漢書〕尹翁歸傳

父母・子・同產・夫婦或有罪而舍匿之其室及敝匿之于外、皆以舍匿罪人律論之。(嶽麓〔肆〕6)

⑤言決…判決を報告する。里耶秦簡には判決を報告するよう命じた指示文言〔言決〕〔當論言決〕がみえる。

卅年七月丁巳朔戊

論言、夫如

遷者皆言、夫已前騰書

【至】乙亥、凡十一日。

【劾奏】遷陵守丞銜曰、移問當論、論言、夫

【銜】敢言之。寫上、謁以臨夫。敢言之。／獻

1060-1405

⑥謹案致之…嚴正に審査する。「謹」は「嚴正に」の意。「肆」10簡  
注⑩參照。

謹、其時禁。「楊倂注、謹、嚴也。」〔荀子〕王制)

諸欲告罪人、及有罪先自告而遠其縣廷者、皆得告所在鄉、鄉官謹

聽、書其告、上縣道官。(二年律令卅)

四月丙午朔癸丑、遷陵守丞色下、少內謹案致之。書到言、署金布

發、它如律令。／欣手。／四月癸丑水十一刻刻下五、守府快行少

內。(里耶秦簡⑧ 156)

縣道官有請而當爲律令者、各請屬所二千石官、二千石官上相國・

御史、相國・御史案致、當請、請之、毋得徑請。徑請者罰金四兩

(二年律令 219-220)

相疑其有姦、收捕、案致其罪、論棄客市、茂陵大治。(『漢書』魏

相丙吉傳)

⑦道近易具…不詳。暫く獄籠(伍) 323簡の用例に據り、「近」は道

程が短いこと、「易(易)」は事案が處理しやすいことであり、

郡から咸陽までの距離が短く、案件の内容も入り組んでいな

れば、整った裁判記録をそのつど咸陽に送るのだと解釋した。

この解釋に據るなら、「道近易具」に當てはまらない場合には「輒移」ではなく、上計の時などにまとめて移送するのが原則で、そのことが本條文とは別の一般規定に記されていたと考えられる。

郡守及縣官各以其事難易(易)・道里遠近、善爲期。(獄籠(伍) 323)

このほかにも、「近易に道りて具えしむ」と訓讀し、郡から縣への返却に當たつて、通行し易い近道を使用するよう命じたものだ、という解釋や、「易」を「改める」と讀み、近道を使って改めて整えさせた(近きに道りて易めて具えしむ)、という解釋も考えられる。

⑧齋使…不詳。齋は「資」に通じ、廣く錢財を意味する。あるいは郡から都に獻上品を届ける使者か。

齋、持遣也。(『說文解字』六篇下)

資、貨也。(『說文解字』六篇下)

●郡獻者、太守府牒書所齋(齋)物一牒、上御史。有餘而可獻者、盡獻之。(獄籠(柒) 14)

⑨掾平…獄案を點檢し、その公平さをチェックすること。點檢する、審査するという意を持つ「掾」の用例が、簡牘史料に見られる。

計用律不審而贏、不備、以效贏、不備之律贖之、而勿令償。官齋

夫贖二甲、令・丞贖一甲、官齋夫贖一甲、令・丞贖一盾。其吏主

者坐以贖、詳如官齋夫。其它冗吏・令史掾計者、及都倉・庫・田

亭齋夫坐其離官屬於鄉者、如令・丞。(效律 50-53)

司馬令史掾苑計、計有効、司馬令史坐之、如令史坐官計効然。

(效律55)

縣道官所治死罪及過失・戲而殺人、獄已具、勿庸論、上獄屬所二千石官。二千石官令母害都吏復案、問(聞)二千石官。二千石官丞謹掾、當論、乃告縣道官以從事。徹侯邑上在所郡守。(二年律令396~397)

●淮陽守行縣掾新郡獄、…(奏讞書75 案例⑬)

⑩歳郡課郡所移・釋讀に問題はないが、郡の移する所を郡が評定する、というのでは文意が通らない。陳偉「《嶽麓書院藏秦簡〔伍〕》校讀」(簡帛網二〇一八年三月九日)が指摘するとおり、「歳」の下の「郡」は衍字であろう。

⑪率之・割合を算出すること。

卅五年六月戊午朔己巳、庫建、佐般出賣【祠】

衛(率)之、斗二錢。 (里耶秦簡⑧ 85)

凡四百六十九日。朔病六十二日、行道六十日、乘恆馬及船行五千一百卅六里、衛(率)之、日行八十五里、畸(奇)卅六里不衛(率)。(奏讞書127~128 案例⑭)

⑫嬰筭・「嬰」は計算する、特に一定の單位あたりの數値を個別に算出すること。「肆」17簡注①参照。「筭」は勤務評定の際のポイントのこと。

得若干筭(算)

白粲  若干人

疏之、各署得

若干筭(算)

筭(算)

署積入左  (里耶秦簡⑥ 2931)

受官錢、定課四千。負四算。

萬歲候長充。

母自言堂煌者第一。得七算。(居延漢簡 206・4)

相除定得三算。第一。

⑬殿・勤務評定の結果、成績劣位と判定されること。本條文では、領域内の複數の郡が「殿」とされており、「殿」という評價が與えられるのは一つの評價對象に限らないこと、すなわち「殿」最下位ではないことが分かる。

●鬻園殿、貲畜夫一甲、令・丞及佐各一盾、徒絡組各廿給。鬻園三歲比殿、貲畜夫二甲而法(廢)、令・丞各一甲。采山重殿、貲畜夫一甲、佐一盾、三歲比殿、貲畜夫二甲而法(廢)。殿而不貲、勿貸。賦歲紅(功)、未取省而亡之、及弗備、貲其曹長一盾。大(太)官・右府・左府・右采鐵・左採鐵課殿、貲畜夫一盾。(秦律雜抄 20~23)

有(又)以八體(體)試之、郡移其八體(體)課大史、大史誦課、取取(最)一人以爲其縣令史、殿者勿以爲史。(二年律令 475~476)

⑭奇・餘り。

而罷大小錢、改作貨布、長二寸五分、廣一寸、首長八分有奇。(漢書 食貨志)

率之、畝一石五、戶嬰四石四斗五升、奇、不率六斗。(里耶秦簡⑧ 1519)

⑮…陳偉はここに重文符號を補う(《嶽麓書院藏秦簡〔伍〕》校讀)



簡帛網一〇一八年三月九日)。寫真では確認できないものの、文意からはそう補うのが妥当である。

⑬中縣官・關中の縣の官。〔肆〕24～28簡注④參照。

梁王念太后、帝在中、而諸侯擾亂、一言泣數行而下、跪送臣等六人將兵擊卻吳楚、吳楚以故兵不敢西、而卒破亡、梁之力也。〔師古曰、中、關中也。一說謂京師爲中、猶言中國也。〕〔漢書〕韓安國傳

者已刑、令備賞責(債)。■亡不仁邑里・官、毋以智(知)何人毆(也)、中縣道官詣咸陽、郡【縣】道詣其郡都縣、皆毆(繫)城且春。(獄籠〔肆〕24～25)

●尉議、中縣有罪罰當戍者及陽平吏卒當戍者、皆署琅邪郡。屬邦・道當戍東故徼者、署衡山郡。(獄籠〔柒〕1)

⑭均新地・新地に均等に配置する。領域内に官吏を均等に配置すべく調整し、期間を決めて吏を遠方に送り込むのが「均」である。

〔肆〕278～279簡注④參照。「新地」は新たに獲得した領地。〔伍〕30～32簡注①參照。

⑮執獄・裁判をつかさどること。「執」の原釋は「熱」であったが、意味が通らない。整理小組が指摘するとおり、この字は「執」で、「設」・「執」に通じる。「執獄」「設獄」も秦簡に用例がないが、いずれも裁判をつかさどることを指すと推測される。

執獄牢者無病、罪當死者肥澤、刑者多壽、心無暴也。〔高誘註、執、主也。〕〔淮南子〕說山訓  
執獄寬平、多所全濟。(〔北史〕卷十四 宋世軌傳)

謝承後漢書曰、陳咸字子威、爲廷尉監、執獄多恩、議人常從輕、比多所全活、皆稱其恩。(〔太平御覽〕職官部二十九)

⑯少費・浪費が少ない。獄籠簡には「費日」の語も見え、時間を無駄にすることをいう。

●粵人久毆(繫)留不決、大費毆(也)。(獄籠〔伍〕78)

節(即)券繇(徭)、令典各操其里繇(徭)徒券來、與券以界繇(徭)徒。勿徵贅、勿令費日。(獄籠〔肆〕246)

故内無其實而外學其文、雖有賢師良友、若畫脂鏤冰、費日損功。(鹽鐵論)殊路)

【解説】

反印關係(47↑60、48↑61、52↑63)からして、これらの簡が前條文の後に續き、近接する位置にあったのは確實である。だが内容の分析から、49簡と50簡は直接は繋がらないと判断した。51簡と52簡も同様で、こちらはそもそも同一條文を構成するの否かすら、はっきりしない。だが、前後に「●廿四」「●廿六」という條文番號が見えるので、ひとまず48簡から52簡までが、缺簡を挟みつつも、「●廿五」という一つの條文を構成していると考えた。

條文の内容は、監御史の指示により郡・縣で行われた裁判について、その裁判記録を中央に提出する際の手續、および裁判記録に不備があった場合の對處と、その職務不行き届きを如何に評定し、處分を加えるのかについて規定したものである。まず縣から郡、郡から中央の御史へと判決が報告され、その際に書類に不備があったり、判決が不公平だと判断されたりした場合は、下級へ差し戻された。たとえば獄籠〔伍〕113～114には、

其獄奏殿（也）、各約爲鞠審、具傳其律令、令各與其當比編而署律令下曰、以此當某某、及具署羣人殿（繫）不殿（繫）。  
として「獄奏」の書式が規定されており、こうした書式に沿わない裁判記録が「不具」とされたのだろう。

續いて御史が郡の、郡が縣の仕事ぶりを評定する際の方法が規定される。注②で述べたとおり、50簡冒頭に見える「筭」は評定の基準となる「ポイント」のことだろうが、先行する49簡には、このポイントの算出方法について何の言及もない。兩簡の間に缺簡があると判断した所以である。おそらく「不具不平」の裁判記録に對して、何らかの基準に據って減點が與えられ、そのうえで一年間の減點を合計し、それを上呈された案件の總數で割り、得られた減點數が多い者——提出した裁判記録一件に對してより多くの減點が與えられた者——が「殿」（成績劣位）とされたのだろう。

「殿」を決める際には、一〇郡ごとに最下位の一郡を選び、残りの郡が六以上であれば、そのなかから一郡を選ぶ、とされる。これは、實際に全國の郡が一〇郡ごとのグループに分けられたのではなく、全國の郡のなかから、いくつの郡を「殿」とすることに、その割合を示しているのだろう。こうしたかたちで「殿」とされる郡縣の數が規定される背景には、郡縣の總數が絶えず變動するという事情があったと推察される。

冒頭で述べたとおり、52簡までが同一條文だとすれば、「殿」とされた郡縣の官吏への處罰規定の後に、裁判の効率化に關連する内容が續くことになる。だが、ひとまず條文番號の連なりを重視して一つにまとめたものの、内容における繋がりが見出しにくい。

《五三〇五五》

●定陰<sup>①</sup>忠言、律曰、顯大夫<sup>②</sup>有辜當廢<sup>③</sup>以上勿擅斷、必請<sup>④</sup>之。今南郡司馬<sup>⑤</sup>慶故爲冤句<sup>⑥</sup>令、詐（詐）課<sup>⑦</sup>、當 53 (1088)  
廢官、令以故秩爲新地吏四歲而勿廢。請論慶。制書<sup>⑧</sup>曰、諸當廢而爲新地吏勿廢者、即非廢。 54 (1010)

已後此等<sup>⑨</sup>勿言。 ● 廿六 55 (1011)

【譯】

定陶令の忠が言うには「律には、顯大夫が罪を犯し、出仕禁止とされる處分以上に相當する場合は、勝手に罪を確定しないで、必ず前もって申請する、とある。さていま、南郡司馬の慶は元の冤句縣令であったが、考課の結果を偽造したので、出仕禁止に相當するところだが、もとの秩祿のまま、四年間新地吏とならせて、出仕禁止にはしないこととする。慶をこのように裁くよう申請する」と。制書には「およそ出仕禁止に相當するものの、新地吏となつたために出仕禁止にはしない場合は、すなわち出仕禁止にはならないのだ。以後、これに類似する事案は報告しなくてよい」とある。● 二十六

【注】

①定陰…整理小組が「定陶」の誤記とするのに従う。定陶縣は『漢書』地理志では濟陰郡所屬。

濟陰郡。…縣九。定陶。「師古曰、故曹國周武王弟叔振鐸所封、禹貢陶丘、在西南陶丘亭。」冤句。「師古曰、莽改定陶曰濟平、冤句縣曰濟平亭。」〔漢書〕地理志上

②顯大夫…法律答問191によると、秩六百石以上の官吏や、王に名前

を知られた者などを指す。

何謂宦者顯大夫。●宦及智(知)於王、及六百石吏以上、皆爲顯大夫。(法律答問<sup>191</sup>)

●制詔丞相斯所召博士得與議者、節(卽)有逮告劾、吏治者輒請之、盡如宦顯大夫逮。(獄麓〔伍〕87)

●令曰、治獄有選宦者顯大夫、若或告之而當徵捕者、勿擅徵捕、必具以其選告聞、有詔乃以詔從事。(獄麓〔伍〕34)

令治獄者自今以來、有選(逮)宦者顯大夫、若或告之而當徵捕者、勿擅徵、必具以其逮告聞、有詔乃將軍禁令與律相繆、軍已歸而相捕告毆(也)、皆以律購賞之、毋以將軍令購賞。(獄麓〔陸〕74)

75)

③廢・罷免して出仕禁止とする。「廢官」とされた官吏は原則として再び任用されない。〔肆〕212～214簡注③參照。

任濃(廢)官者爲吏、貲二甲。…(中略)…除吏律。(秦律雜抄1)

3) 濃如故、更廢官。(里耶秦簡⑧461)

以上及唯(雖)不盈三、一歲病不視事盈三月以上者、皆免。病有瘳、令爲新地吏及戍、如吏有適過廢・免爲新地吏。(獄麓〔伍〕276)

④請・前もって申請すること。一定以上の身分の者を處罰する場合

には、事前に申請し、許可を得る必要があった。

吏六百石位大夫、有罪先請。〔漢書〕宣帝紀

公・列侯嗣子有罪、耐以上先請。〔漢書〕平帝紀

⑤南郡司馬…『秦封泥集』には「東郡司馬」が見える。

中司馬、郡司馬、騎司馬、中輕車司馬、備盜賊、關中司馬□□關司□(二年律令<sup>468</sup>)

十一月丁卯、張掖太守奉世・守郡司馬行長史事庫令行丞事、下居延都尉□□酒泉太守□(居延漢簡505・3)

五鳳元年四月癸卯□□郡司馬專行都尉丞事掾敢言之。今甲午□武通望候長生鄭□

□詣府言(敦煌漢簡D1604)

⑥冤句・縣名。『漢書』地理志では濟陰郡所屬。濟陰郡。…縣九。…冤句。〔師古曰、莽改定陶曰濟平、冤句縣曰濟平亭。〕〔漢書〕地理志上

⑦詐課・審査の結果を偽造する。「課」とは一定の基準を前提にして、成績や仕事ぶりを審査し、判定すること。〔肆〕54～59簡注⑩參照。

以四月・七月・十月・正月屠田牛。卒歲、以正月大課之、最、賜田畜夫壺西(酒)束脯、爲旱(旱)者除一更、賜牛長日三旬。殿者、許田畜夫、罰冗阜者二月。其以牛田、牛減絜、治(筭)主者寸十。有(又)里課之、最者、賜田典日旬、殿、治(筭)卅。

廐苑律(秦律十八種13～14)

不當乘、竊久(灸)及詐(詐)僞令人久(灸)、皆蹇(遷)之、沒入馬縣官。(獄麓〔肆〕131)

田宅當入縣官而詐(詐)代其戶者、令贖城旦、沒入田宅。(二年律令<sup>319</sup>)

⑧制書…皇帝の下す文書の一つ。「肆」194～195簡注②参照。

⑨等…類似の事案。「肆」228簡注③参照。

【解説】

「顯大夫」に「廢」以上の處罰を與える場合は、先に申請せよとの規定に則り、南郡司馬の處斷について申請した文書と、それに應えた制書とから成る條文。申請された處罰は「廢」ではなく、新地吏とすることで「廢」は免除する、という内容であったため、以後、こうしたケースは事前申請しなくてよい、とされている。罪を犯した官吏が「新地吏」とされたのは、注③に引いた嶽麓簡にも記されているが、その場合には「廢」の處分が免除されたことが分かる。また、唐律の「議請減贖」（名例11）につながる「上請」の制度が秦代にまで遡ることも、本條文より知られる。

《五六～五八》

●廿六年四月己卯丞相臣狀・臣綰①受制②相（湘）山③上。自④吾以天下已并、親撫⑤晦（海）内、南至蒼梧⑥、凌涉⑦洞庭之

56 (1001-1+1020)

因⑧、登相（湘）山・屏山、其樹木野美、望駱翠山⑨以南樹木□<sup>〇</sup>見亦美、其皆禁勿伐。臣狀・臣綰請、其

57 (1001-2+C10.3-3-7+C4.3-15-1+C4.1-6-2 (1))

禁樹木盡如禁苑⑩樹木、而令蒼梧謹明⑪爲駱翠山以南所封刊⑫。臣敢請。制曰、可⑬。 ●廿七

58 (1104)

【譯】

二十六年四月己卯（二八日）、丞相の臣狀・臣綰は湘山の上で制を受けた。「私が天下を併合してから、自ら海内を巡行し、南は蒼梧郡に至り、洞庭の湖水を涉り、湘山・屏山に登った。その樹木は自然のまま美しく、駱翠山以南を見渡すと、樹木が：見え、また美しい。いずれも伐採を禁止せよ」と。臣狀・臣綰が申請するに、「樹木の伐採を禁ずること、すべて禁苑の樹木と同様とし、蒼梧郡に嚴正に駱翠山より以南の封刊する場所を明らかに設定させます。以上、申請いたします」と。制する。「可」。 ●二十七

【注】

①狀・綰…人名。狀は隗狀、綰は王綰のこと。

丞相隗林「索隱、隗姓、林名。有本作狀者、非。顔之推云、隋開皇初、京師穿地得鑄秤權、有銘、云始皇時量器、丞相隗狀、王綰二人列名、其作狀貌之字、時令校寫、親所按驗。王劭亦云然。斯遠古之證也」、丞相王綰、卿李斯：〔史記〕秦始皇本紀

丞相綰、御史大夫劫、廷尉斯等皆曰、昔者五帝地方千里、其外侯服夷服諸侯或朝或否、天子不能制。〔史記〕秦始皇本紀

綰請、許。而令中縣署東晦（海）郡、秦原署四川郡、東郡・上黨・屬邦・道當戍東故徹者、署衡山郡。〔嶽麓〕〔柒〕1～3

廿五年七月戊戌、御史大夫綰下將軍下□段（假）御史警往行□〔里耶秦簡⑨ 528+⑧ 532+⑧ 674〕

②受制…皇帝の命令を受けること。「制」は皇帝の命令であること

を表示する字。〔肆〕308～310簡注①参照。

●受制詔以使者或下効吏、吏治之、効節（卽）不讎、或節（卽）徵選使者、請、自今以來、受制詔以使、其所舉効書具言不讎過誤狀、署之。 ●三——（嶽麓〔伍〕63～65）

●令曰、制書下及受制有問議者、皆爲薄（簿）、署初到初受所及上年日月・官別留日數・傳留狀、與對皆（偕）上。不從令、貲一甲。 ●卒令乙五（嶽麓〔伍〕100～101）

③湘山：『漢書』地理志では長沙郡益陽縣に屬する。

長沙國、秦郡、高帝五年爲國。莽曰填蠻。屬荊州。戶四萬三千四百七十、口二十三萬五千八百二十五。縣十三。臨湘、莽曰撫睦。羅、連道、益陽、湘山在北。（『漢書』地理志）

東至于海、登丸山、及岱宗。西至于空桐、登雞頭。南至于江、登熊、湘。〔正義、湘山一名編山、在嶽州巴陵南十八里也。〕（『史記』五帝本紀）

④自：陶磊は、この「自」は「曰」の可能性があるとする（陶磊「讀『嶽麓書院藏秦簡』（五）劄記」簡帛網二〇一八年七月一日）が、「上曰」という表現は嶽麓簡に見えず、従わなかった。

⑤撫：巡行する。

往往繕離觀、東臨霸・滄、西望昆明、北登長平、規龍首、撫未央、規平樂、儀建章。〔李賢注、撫、巡也。〕（『後漢書』杜篤傳）

⑥蒼梧：蒼梧郡のこと。〔伍〕13～18簡注⑮参照。

⑦凌涉：いずれも水上を「わたる」の意。

雖有江河之險則凌之、雖有大山之塞則陷之、并氣專精、心無有慮、目無有視、耳無有聞、一諸武而已矣。（『呂氏春秋』論威）

盤庚作、惟涉、河以民遷。乃話民之弗率、誕告用夏。（『尚書』商書、盤庚中）

⑧洞庭之水：洞庭は洞庭湖のこと。「水」の字形ははっきり見えな  
い。湘山は洞庭湖の南にある。

洞庭、湖名、在嶽州巴陵西南一里、南與青草湖連。（『史記』五帝本紀正義）

⑨駱翠山：地望不詳。

⑩□：右側に「頁」が見え、たとえば「顛（微）」字であれば、「微かに見える」と續くことになる。

⑪禁苑：君主の苑圃。〔肆〕57簡注⑱参照。

畜夫同罪。其亡居田・都官・執濃屬官・禁苑・園・邑・作務・官道畝（界）中、其畜夫・吏・典・伍及舍者坐之、如此律。（嶽麓〔肆〕57）

諸取禁苑中枿・械・楛・楛産葉及皮（龍崗秦簡38）

⑫謹明：嚴正にはっきりと。「謹」は「嚴正に」の意。〔肆〕10簡注⑩参照。

如下邽廟者輒壞、更爲廟使地潔清所。弗更而祠焉、皆棄市。各謹明告縣道令丞及吏主（嶽麓〔肆〕321）



⑬封刊・封は盛り土で境界を設けること、またその境界。刊は葉に通じ、樹木を削って目印とすること、またその目印。

封、起土界也。〔周禮〕地官、大司徒、鄭玄注)

子産使都鄙有章、上下有服、田有封洫、廬井有伍。〔注、封、疆也〕〔春秋左氏傳〕襄公三十年)

刊、剝也。从刀干聲。〔說文解字〕四篇下)

曰、禹敷土、隨山栞木、奠高山大川。〔師古曰、栞、古刊字也。奠、定也。言禹隨行山之形狀而刊斫其木、以爲表記、決水通道、故高山大川各得安定也。〕〔漢書〕地理志)

刊陽木而火之。〔周禮〕秋官司寇)

□、相國・御史請緣關塞縣道群盜、盜賊及亡人越關、垣離(籬)・格・甄・封・刊、出入塞界、吏卒追逐者得隨出入服逐窮追捕。令(二年律令44)

⑭制曰可・上奏された提案を皇帝が認可する際に用いられる語。

〔肆〕360簡注⑤参照。

【解説】

洞庭湖からその南に廣がる一帯について、そこでの樹木伐採を禁じた規定。伐採を禁じる皇帝の命令を受けて、それらの樹木を禁苑のそれと同様に扱ふこと、伐採禁止の範囲をはっきり劃定させること、を丞相が提案し、制可されている。

本條文は始皇二六年の紀年を持つ制詔であるが、『史記』によると、始皇帝が洞庭湖周邊を巡行したのは二八年で、さらにその時、湘山の木を伐るように命じたことが伝えられている。

二八年、…浮江、至湘山祠。逢大風、幾不得渡。上問博士曰、

湘君何神。博士對曰、聞之、堯女、舜之妻、而葬此。於是始皇大怒、使刑徒三千人皆伐湘山樹、赭其山。上自南郡由武關歸。

〔史記〕秦始皇本紀)

本條文については、「廿六年」を「廿八年」「廿九年」の誤記とする研究者がいる一方で、樹木伐採の挿話との完全な矛盾などから、本條文と二八年の巡行とは全く無関係で、始皇帝は確かに二二六年に、巡行してこの地に至ったのだとする研究者もいる。ここでは詳細には立ち入らない。

《五九(六一)》

●制詔<sup>①</sup>御史、聞獄多留或至數歲不決、令無辜者久毆(繫)而有辜者久留<sup>②</sup>、甚不善。其舉<sup>③</sup>留獄<sup>④</sup>上決者、一牒<sup>⑤</sup>署不決歲月日及毆(繫)者人數、爲<sup>⑥</sup>取(最)<sup>⑦</sup>、偕<sup>⑧</sup>上御史、御史奏之、其執灋不將計<sup>⑨</sup>而郡守丞<sup>⑩</sup>將計者、亦上之。制曰、可。 ●卅六

【譯】

●御史に制詔するに「聞くところでは、裁判が多く滞り、あるいは數年間も確定しないまでになっており、無罪の者を長く拘留させ、有罪の者を長く滞らせているのは、たいへん良くない。滞っている裁判を取り上げてたてまつれ」と。御史が申請するに「計をたてまつる時に至って、總計をたてまつる執法に命じ、確定しない残りの裁判をそれぞれ牒書してたてまつらせ、一牒ごとに確定しない年月日の長さ、および拘留されている者の人數を書き、總計を作り、と

もに御史にたてまつり、御史がこれを上奏します。執法が將計せず郡守の丞が將計する場合も、またこれをたてまつります」と。制する。「可」。

●三十六

【注】

①制詔…皇帝が命令を下す時に用いられる語。獄麓〔肆〕308～310簡注①を参照。

②無擧者久繫而有擧者久留…繫は拘留すること。留は裁判が滞り、判決が下されないこと。『漢書』刑法志に類似する表現がある。

高皇帝七年、制詔御史、獄之疑者、吏或不敢決、有罪者久而不論、無罪者久繫不決。自今以來、縣道官獄疑者、各讞所屬二千石官、二千石官以其罪名當報之。所不能決者、皆移廷尉、廷尉亦當報之。廷尉所不能決、謹具爲奏、傳所當比律令以聞。〔漢書〕刑法志

●擧人久繫（繫）留不決、大費毆（也）。〔獄麓〕〔伍〕78

③擧…記録して報告する。

縣官亟擧所承（丞）得麗邑伐材竹數、移麗邑〔獄麓〕〔柒〕160

悉擧民室材木瓦、若蘆石數、署長短小大。當擧不擧、吏有罪。

〔墨子〕號令

④留獄…滞っている裁判。

旅君子以明慎用刑、而不留獄。〔易〕旅 象傳

庫視獄留、以問獄史氏。〔奏讞書〕130 案例⑱

⑤至計…上計の時期に至ること。「計」は帳簿・集計記録を指す。

〔肆〕140～141注①参照。

至計而上詹籍內史。〔秦律十八種〕178

⑥執法上最者…執法は地方に置かれた司法官。〔肆〕24～28簡注②参照。最是總計のこと。〔肆〕346簡注④参照。

●縣官上計執灋、執灋上計取（最）皇帝所〔獄麓〕〔肆〕346

□官、恆令令史・官吏各一人上攻勞・吏員、會八月五日。上計取（最）志・郡〔群〕課・徒隸員簿、會十月望。同期□一縣用吏十人、小官一人、凡用令史三百八人、用吏三百五十七人、上計取（最）者、被兼上志・羣課・徒隸員簿。〔獄麓〕〔肆〕350～352

⑦牒書…幅廣の簡に複数の内容を簡條書きにするのではなく、内容

ごとに簡を分けて書き込むこと。然る後、それらを編聯して用い、その冊書も「牒書」という。〔肆〕177～180簡注①も参照。

使溫舒牧羊、溫舒取澤中蒲、截以爲牒、編用寫書。〔師古曰、小簡曰牒、編聯次之。〕〔漢書〕路溫舒傳

宣察湛有改節敬宣之效、乃手自牒書、條其姦賊〔師古曰、牒書謂書於簡牒也。〕、…。〔漢書〕薛宣傳

徼外盜徼所、合符焉、以讓（僕）伍之。黔首老弱及瘠（瘠）病、不可令奔敬（警）者、牒書署其故、勿予符。其故徼縣道〔獄麓〕〔肆〕178

⑧一牒…一枚の簡ごとに。裁判案件一件につき一本の簡を用い、その裁判期間などを記録させたのだろう。

攻（功）勞皆令自占、自占不□實、完爲城旦。以尺牒牒書當免者一人一牒、署當免狀、各上攻（功）所執灋。〔獄麓〕〔肆〕347～348

議、請坐田事以論者、縣官已論、輒牒書所坐物論夫（決）、人一牒、署初獄及斷日、輒上屬所執濃、執濃輒上丞相、以郵行、且以□以為事及非以為事、當論而留、非亟斷者。●縣官田令甲 十六（嶽麓〔陸〕 237～239）

⑨為最・總計をつくる。

及諸作官府者、皆日斃薄（簿）之、上其廷、廷日校案次編、月盡為最（最）、固臧（藏）、令可案毆（也）。（嶽麓〔伍〕 252）

⑩倍・「ともに」の意。〔肆〕 303～304簡注④参照。ここでは、既決裁判の報告とともに、未決の裁判についても報告することか。一方で、「計」（細目）とともに「最」（總計）を提出することだ、という意見も出た。

□節（即）吏有請若上書者、有言毆（也）。其所請、言節（即）已行而後有（又）有請・言其等者、必盡具寫其前所已行與奏、倍上、以為恆。●廷卒乙（嶽麓〔伍〕 186～187）

留弗行、徵□論之、吏與徒倍、有所繇（徭）使上事、令徒操券書而亡之、吏與徒同論。●雜律甲（嶽麓〔陸〕 255～256）

徵吏民有明當時之務習先聖之術者、縣次續食、令與計倍。「師古曰、計者、上計簿使也、郡國每歲遣詣京師上之。倍者、俱也。令所徵之人與上計者俱來、而縣次給之食。」〔漢書〕武帝紀

⑪將計・上計を擔當すること。

□□年後九月辛酉朔丁亥、少內武敢言之。上計□  
□□而後論者獄校廿一牒、謁告遷陵將計丞□  
上校。敢言之。□（里耶秦簡⑧ 104 + ⑧ 1475）

卅一年十月己酉朔癸酉、遷陵將計段（假）丞枯敢言之。僕馬一匹、以卅一年死。今為

櫛一牒上、謁除籍。敢言之。（里耶秦簡⑨ 651 + ⑨ 2470）

⑫郡守丞・郡守の副官。

坐中驚駭、白守丞「服虔曰、守邸丞也。張晏曰、漢舊郡國丞、長吏與計吏俱送計也。師古曰、張說是也。謂之守丞者、繫太守而言也。」〔漢書〕朱買臣傳

●令曰、吏有論毆（繫）、二千石、治者輒言御史、御史遣御史與治者雜受印、在郡者、言郡守・郡監、守丞・尉丞與治。（嶽麓〔伍〕 123）

郡、貲守丞・卒史主者各二甲、奪各一攻（功）、秦守貲二甲。●廿九（嶽麓〔柒〕 215）

八十六 郡尉丞有缺、以御史不治獄視事久及擇五百石宜者補。守丞有缺、以尉丞・御史治獄視事久者補。中二千石丞缺、以守丞久者補。（張家山漢簡〔三三六號墓〕 功令142～143）

### 【解説】

裁判の長期化を避けるため、未決の裁判について、裁判期間の長さや拘留されている人数とを中央に報告するように命じた制詔。裁判件数が郡から中央に毎年報告されていたことは、次の簡から知られる。

●廷歲以郡獄計最（最）人数、率獻（獻）及奏移廷者人数、課

移多者為殿、取殿一（嶽麓〔柒〕 180）  
この「郡獄計最」に記されるのは既決の裁判で、それ以外の未決の裁判（「餘獄不決者」）について、ここでは報告が求められているので

あろう。報告は既決案件の提出の際、これと同時に行為れ、案件ごと  
にその裁判期間と拘留されている人数とが一本の簡に書かれ、そ  
れに「最」（總計。ここでは未決案件の總數か）が附され、提出された。  
出來上がった報告書は、郡から中央への上計を擔當する執法——  
注⑥所引の嶽麓〔肆〕346參照——により提出されたが、執法が擔  
當しない場合は、郡守の丞が行った。郡からの上計を郡丞が擔當し  
たのは、注⑫に引いた『漢書』朱買臣傳の記事とも符合する。

ただし報告書の書式については、各案件の詳細を何枚かの簡に  
「牒書」し、そのうえでそれぞれの裁判期間と拘留人数を「二牒」  
に書き込み、添付したのではないか、という解釋も出た。さらに  
「二牒」は「一枚の簡ごと」ではなく「一枚の簡に」の意で、そ  
こに全體の總計——この場合は裁判期間と拘留人数の總合計——  
を書き込んだのではないか、という意見もあった。だが、注⑧所引  
の事例に代表されるような「牒書」、人一牒、署、上、と  
いう展開を念頭に置けば、案件ごとに一牒のみを用い、裁判期間と  
拘留人数など最小限の情報を報告した、という解釋が妥當だと判断  
した。

〔六二〕

■廷内史郡二千石官共令 ●第己 ●今辛 62 (0081+0932)

〔譯〕

■廷内史郡二千石官共令。 ●第己。 ●今辛。

〔解説〕

もともと嶽麓〔肆〕に、「353簡」として採録されていた簡である。  
詳細は〔肆〕353簡を參照のこと。

〔六三〕六五

●受制詔以使者<sup>①</sup>或下劾<sup>②</sup>吏、治之、劾節(即)不讎<sup>③</sup>、或節(即)  
徵選<sup>④</sup>使者。請、自今以來、受制詔以使者、其所舉劾<sup>⑤</sup> 63 (0893)  
□書具言<sup>⑥</sup>不讎過誤<sup>⑦</sup>狀、署□ 64 (C10-3-2-1)  
之。 ●三 ———— 65 (1035)

〔譯〕

●制詔を受けて使いする者が、ときに劾を官吏に下すことがある  
ものの、官吏がこの件を取り調べ、もしも劾がそれと合致しなけれ  
ば、使者を召し出して捕らえることがある。請うらくは、これ以降、  
制詔を受けて使いし、その舉劾するところ…書…、不一致や過  
誤が生じた事情をくわしく報告し、…署し…、これを…

●三

〔注〕

①受制詔以使者…皇帝の命を受けて使いする者。  
以詔使及乘置傳、不用此律。(二年律令235)

上遣廷尉監因拜淮南中尉、逮捕太子。至淮南、淮南王聞、與太子  
謀召相・二千石、欲殺而發兵。召相、相至。内史以出爲解。中尉  
曰、臣受詔使、不得見王。(史記) 淮南衡山列傳

●今日、制書下及受制有問議者、皆爲薄(簿)、署初到初受所及

上年日月・官別留日數・傳留狀、與對皆（僭）上。（嶽麓〔伍〕100）

②下効…官による告發が下級機關に通知され、取調が命じられること。（伍）48～52簡注②参照。

③効即不讎…「不讎」は合致しない、對應しないこと。ここでは使者の下した告發（効）の内容と、吏による取調の結果とが合致しないこと。

於是上使御史簿責魏其所言灌夫、頗不讎、「正義、讎音市周反、對也。言簿責魏其所言灌夫實穎川事、故魏其不對爲欺謾者也」、欺謾。（〔史記〕魏其列傳）

●訊同、同大宮隸臣、可（何）故爲寺從公僕。同言類不讎。（嶽麓〔叁〕158 案例⑩）

④徵逕…召喚・逮捕すること。「逕」については〔肆〕44簡注②を参照のこと。

●治獄者徵逕（逕）捕求罪人及封守之、及爲論報及移有贖贖責（贖）者居縣（嶽麓〔陸〕267）

●令曰、治獄有逕（逕）宦者顯大夫若或告之而當徵捕者、勿擅徵捕、必具以其逕（逕）告聞、有詔乃以詔從事。（嶽麓〔伍〕304）

⑤舉効…官吏が罪狀を指摘し、告發すること。

今且令人案行之、舉効不從令者、致以律、論及令・丞。（語書7～8）

太子立爲二世皇帝、而趙高親近、日夜毀惡蒙氏、求其罪過、舉効之。（〔史記〕蒙恬列傳）

⑥具言…くわしく報告する。

□五歲以來見船數具言歲□（里耶秦簡⑧1067）  
士還、上書具言狀。（〔漢書〕王莽傳下）

⑦過誤…あやまち。

暨曰、不幸過誤失、坐官弗得、非敢端犯瀆（法）令、赴隧以成私毆（也）。（嶽麓〔叁〕102～103 案例⑥）

會衛太子爲江充所譖敗、久之、千秋上急變訟太子冤、曰、子弄父兵、罪當笞。天子之子過誤殺人、當何罪哉。（〔漢書〕車千秋傳）

⑧…整理小組が指摘するとおり、簡の下端に縦線が引かれている。

#### 【解説】

反印文により、63簡と65簡は近い位置にあったと推測される。整理小組はその間に、63簡と同じく「不讎」の見える残簡（64簡）を挿入し、これらが一條文を構成すると考えたのだろう。暫くこの復元案に従った。

本條文は、皇帝の使者による告發の内容と、それを受けて官吏が行った取調の結果とが食い違った場合の、その後の處理に關する規定だろう。ときには使者が召喚され、捕らえられることすらあったのに對し、それとは異なる手續きが、ここで提案されているらしい。

ただし斷簡により、新たな提案の内容は不詳である。それ故に、前段の解釋にも異論の餘地が残る。會讀の席上では、使者の効が「不讎」であった場合と、使者が召喚・逮捕された場合との、二つのケースが「或…、或…」として併記され、その兩者に關わる提案が後段に記されていたのではないか、という意見も出た。



《六六〇六八》

●制詔<sup>①</sup>御史<sup>②</sup>、吏上奏當<sup>③</sup>者、具傳<sup>④</sup>所以當者<sup>⑤</sup>律令・比<sup>⑥</sup>行事<sup>⑦</sup>固有令<sup>⑧</sup>。以令當<sup>⑨</sup>各署其所用律令・比行事 66 (1009)  
 曰、以此當某。今多弗署者、不可案課<sup>⑩</sup>、卻問之、乃曰、以某律令・某比行事當之。煩留而不應令<sup>⑪</sup>。今其令 67 (1008)  
 皆署之<sup>⑫</sup>如令。 ●五 68 (1000)

【譯】

●御史に制詔する。奏當を提出する官吏が、引き當てることのある律令・比行事をくわしく書き添えることについては、もとより令がある。この令に従って、それぞれその適用するところの律令・比行事を書き込み、「これを以つて某に引き當てる」と記すべきである。さていま書き込んでいない場合が多く、調査・評定することができないので、返却して尋ねると、ようやく「某律令・某比行事を以つてこれに引き當てる」といつてくる。これでは手間と時間がかかり、この令とも合致していない。いまみなに命じて、令のとおり書き込ませることとする。 ●五

【注】

①制詔・皇帝が命令を下す時に用いられる語。〔肆〕308～310簡等注  
 ①参照。

②奏當・「當」は罪に對して刑罰を引き當てること。〔肆〕324簡注①  
 参照。犯罪と刑罰の對應關係を記した文書も「當」といい、それが上奏として作成された場合は「奏當」と呼ばれた。

●今廷史申繇（徭）使而後來、非廷尉當。（奏讞書189 案例②①）

後二世使人驗斯、斯以爲如前、終不敢更言、辭服。奏當上、二世喜曰、微趙君、幾爲丞相所賣。（史記）李斯列傳

其令廷尉及天下獄官、諸有死罪具獄以定、非謀反及手殺人、亟語其親治、有乞恩者、使與奏當文書俱上、朕將思所以全之。（三國志）魏書 明帝紀

律、賊殺人、棄市。●以此當蒼。

律、謀賊殺人、與賊同法。●以此當信。

律、縱囚、與同罪。●以此當丙・贅。

當之、信・蒼・丙・贅皆當棄市、轂（繫）。

新鄭甲・丞乙・獄史丙治。

爲奉（奏）當十五牒上謁、請謁報、敢言之。（奏讞書93～98 案例①⑥）

③具傳・「傳」は「附」に同じ。獄案に量刑の根據を書き添えること。

姦吏因緣爲市、所欲活則傳生議、所欲陷則予死比〔師古曰、傳、曰附〕、議者咸冤傷之。（漢書）刑法志

其獄奏殿（也）、各約爲鞠審、具傳其律令、令各與其當比編、而署律令下曰、以此當某某、及具署臯人轂（繫）不轂（繫）。（獄籠〔伍〕113～114）

④者・暫く「者」字のまま解釋したが、「諸」に通じ、「諸律令」と續く可能性もある。

使者（諸）候（侯）外臣邦、其邦徒及僞吏（使）不來、弗坐。（法律答問180）

與張湯論定諸律令、作見知、吏傳得相監司。（史記）酷吏列傳 趙

禹

⑤比…別の規定や判例を準用すること、および準用できる規定、判例の類。

議、囂園・宣深嗇夫若史相襍監、坐如監令史。它有等比。（嶽麓〔肆〕342）

今大辟之刑千有餘條、律令煩多、百有餘萬言、奇請它比、日以益滋〔師古曰、奇請、謂常文之外、主者別有所請以定罪也。它比、謂引它類以比附之、稍增律條也。〕、…。（漢書）刑法志

⑥行事…先例、慣例。睡虎地秦簡には「廷行事」が見える。

告人盜百一十、問盜百、告者可（何）論。當貲二甲。盜百、即端盜駕（加）十錢、問告者可（何）論。當貲一盾。貲一盾應律、雖然、廷行事以不審論、貲二甲。（法律答問38～39）

⑦固有令…「固有令」は既存の関連條文を引用する際に用いられる定型句。

●御史言、予徒隸園有令。（嶽麓〔伍〕35）

●制詔御史、請當上奏者、耐臯以下先決之、有令。（嶽麓〔陸〕61）

□田自食固有令、疑吏匿辟之（嶽麓〔陸〕236）

擅興奇祠、貲二甲。可（何）如爲奇。王室所當祠固有矣、擅有鬼立（位）毆（也）、爲奇、它不爲。（法律答問161）

⑧以令當…暫く「令を以て當に…すべし——この規定に従って…すべきである——」と讀んだものの、本條文で「當」は「引き當て」「引き當てる」の意で使用されており、違和感が残る。

「令を以て當てるに——法令を引き當てるときには——」と解釋する案も出た。

⑨案課…案は調べる、調査する。（肆）111～113簡注⑫參照。課は成績や仕事ぶりを審査し判定すること。（肆）54～59簡注⑩參照。自擅以數案課獄史、治者以智（知）其（嶽麓〔伍〕314）

⑩應令…法令の要求するところを満たす。法令に合致する。

衡射策甲科、以不應令除爲太常掌故〔師古曰、投射得甲科之策、而所對文指不應令條也。儒林傳說歲課甲科爲郎中、乙科爲太子舍人、景科補文學掌故。今不應令、是不中甲科之令、所以止爲掌故。〕、調補平原文學。（漢書）匡衡傳

執濃・縣官所已前論不應律者、皆當更論。（嶽麓〔陸〕33～34）

□死亡者別以爲二課、不應令。書到亟（里耶秦簡⑧71）

⑪其令皆署之…「其令皆…」は「あらゆる者に…させる」と解釋した。だが「令皆…」はともかく「其令皆…」の用例は見あたらない。だが67簡と68簡が接續しない可能性も残る。

建臨觀大笑、令皆死。（漢書）景十三王傳 江都王建

以苛繇（徭）奪黔首春夏時、令皆明焉、以爲恆。（嶽麓〔肆〕370）

□、制詔御史、其令諸關、禁毋出私金器・鐵。（二年律令493）

【解説】

裁判案件を上級機関に提出し判断を仰ぐ際の、裁判記録の書式に關する規定。注③に挙げた嶽麓簡にも明記されたとおり、提出される書類には量刑の根據となる法律條文を添付し、そこに「この條文

を某に引き當てる」と書き込むことになっていた。注②に擧げた奏讞書の案例⑩は、忠實にこの書式に沿っている。奏讞書のなかには判例（「比行事」？）を附記したものも存在する。

疑闕罪、毆（繫）、它縣論、敢讞（讞）之。●人婢清助趙邯鄲城、已卽亡從兄趙地、以亡之諸侯論。今闕來送徙者、卽誘南。●吏議、闕與清同類。當以從諸侯來誘論。●或曰、當以奸及匿黥春罪論。（奏讞書23～25 案例③）

だが、実際には書き込まれないことが多かったので、改めて詔敕を下し、規定の遵守が求められているのだろう。

なお、66簡が67簡へと続くのは、反印關係（54↑66↑79、55↑67↑80）からいってもほぼ間違いない。だが68簡への連続は、原簡番號は近いものの、注⑪にも述べたとおり、やや確證に缺ける。

《六九～七一》

●詔佩入門衛①木久②者節（卽）毆（繫）、皆自言吏歸久③。毆（繫）盈一日不自言吏歸③久者、皆耐④、其眞（眞）④擧④當耐以上、

69 (0857+0871+0866)

駕（加）擧⑤一等⑤。吏治者見其佩久毆（繫）、及雖弗見或告而弗奪、亦耐之⑥。弗見及莫告、貲二甲⑦。令・

70 (0873+1102)

丞貲各一甲。 ●九

71 (1126)

【譯】

●おおよそ門衛を通過するための木久を帯びている者が、もしも拘禁されたなら、いずれも自ら官吏に申し出て木久を返却する。拘禁されることが一日以上になっても、自ら官吏に申し出て木久を返却

しなければ、いずれも耐刑とし、その本人自身が實際に犯した罪が耐刑以上に相當するなら、罪に一等を加重する。官吏の取り調べる者が、木久を帯びたまま拘禁されているのを見たのに、おおよび見てはいないが告げる者がいたのに奪わなかったなら、また耐刑とする。見なかった、おおよび告げる者がいなかったならば、貲二甲。令・丞はそれぞれ貲一甲。 ●九

【注】

①門衛…門を警護する者。ここではそうした警護の置かれた門のこ

と。  
充卽移書光祿勳中黃門、逮名近臣侍中諸當詣北軍者、移劾門衛、禁止無令得出入宮殿。（漢書 江充傳）

②入門衛木久…警備された門を通るための證明書。「木久」は「木

灸」、すなわち焼き印を押した木製の符の類。二年律令譯注（52簡注②）も参照のこと。

亡書・符（符）券・入門衛（衛）木久・塞（塞）門城門之籥（籥）、罰金各二兩。（二年律令52）

亡久書・符券・公璽・衡羸（羸）、已坐以論、後自得所亡、論當除不當。不當。（法律答問146）

【上】書・符券及亡入司馬門朱久、皆貲二甲。 ●亡已□書、貲一甲。（獄籠〔陸〕262）

居宮中者、皆施籍于門、案其姓名。若有醫巫僦人當入者、本官長吏爲封啓傳、審其印信、然後內之。人未定、又有籍、皆復有符。符用木、長二寸、以當所屬兩字爲鐵印、亦太卿灸符、當出入者、案籍畢、復齒符、乃引內之也。（漢官解詁）

③歸…返す。返却する。

臣旦願歸符璽、入宿衛、察姦臣之變。（漢書）武五子傳 燕刺王旦  
 □當以縣次駕到官及吏歸印、御史以次駕、舍郡柢（邸）及咸陽中它官、咸陽當爲駕送到官及到御史而毋（嶽麓〔伍〕 127）

④奠（眞）擧…整理小組は「奠」を「定」の意とする一方で、それ

が「眞」の訛字である可能性も指摘する。「眞罪」の語は法文中に散見し、本條文の文脈にも適合する。ここでは拘留される原因となった、證明書の携帶者自身が犯した罪のことだろう。

誣人盜直（值）廿、未斷、有（又）有它盜、直（值）百、乃後覺、當并臧（贓）以論、且行眞擧（罪）、有（又）以誣人論。當貲二甲一盾。（法律答問49）

取（娶）人妻及亡人以爲妻、及爲亡人妻、取（娶）及所取（娶）爲謀（媒）者、智（知）其請（情）、皆黥以爲城旦舂。其眞罪重、以匿罪人律論。（二年律令168）

⑤加擧一等…罪を一等重くする。

吏三問之而不以請（情）實占吏者、行其所犯律令擧、有（又）駕、（加）其擧一等。（嶽麓〔伍〕 168～169）  
 律曰、鬪以刃傷人、完爲城旦、其賊加罪一等、與謀者同罪。（漢書 薛宣傳）

【解説】

宮中の門など、重要な門を通過するためには、割り符などの證明書が必要となる。

凡居宮中者、皆有口籍於門之所屬。宮名兩字、爲鐵印文符、案

省符乃內之。「李賢注。胡廣曰、符用木、長尺二寸、鐵印以符之。」（續漢書）百官志二・衛尉

その一つである「木久」は、その携帶者が罪を犯して拘留されたなら、携帶者本人が申し出て返却されることになっていた。本條文は、それを怠った場合や、取調に当たった官吏が違反を發見できなかった場合の處罰規定。この他に、官吏が拘留された場合には、その身分を示す官印も回収された。

●令曰、吏有論殿（繫）、二千石、治者輒言御史、御史遣御史與治者雜受印、在郡者、言郡守・郡監、守丞・尉丞與治者雜受印、以治所縣官令若丞印封印、令卒史上御史。（嶽麓〔伍〕 123、124）

《七二》

●諸所稅（脫）取<sup>①</sup>反者・收人<sup>②</sup>而不髡<sup>③</sup>者、節（即）亡、皆駕（加）其擧一等。其前令<sup>④</sup>亡者、以此令論之。 ●十一 —

72 (C4-1-1-1+1128+C4-1-11)

【譯】

●およそ刑具や囚人服を免じられている反者や收人で、髪を切り落としていない者が、もしも逃亡したならば、いずれもその罪に一等を加重する。この令より前に逃亡した場合も、この令によって裁く。 ●十一

【注】

①稅取「稅」は「脫」「掇」に通じる。ここでは刑具を外したり囚

人服を脱がせたりすることであらう。

孔子爲魯司寇不用。從而祭、燔肉不至。不稅冕而行。〔孟子〕告子下)

脱、解脱也。〔說文解字〕十二篇上)

所居以殺伐立威、豪猾吏及大姓犯法、輒論輸府、以律程作司空、爲地白木杵、春不中程、或私解脱鉗、衣服不如法、輒加罪笞。

〔漢書〕陳咸傳)

●諸當衣赤衣冒擅(黽)、枸櫞杖及當鉗及當盜戒(械)而擅解衣物以上弗服者、皆以自爵律論之。(嶽麓〔伍〕220)

高祖慮不免、至向伏兵處、乃止、令左右脱取死人衣。(〔宋書〕武帝紀)

②反者・收人…「反者」は反逆者の類か。「收人」は近親の罪に連坐して、身柄を官府に没収された者。この竝列は〔肆〕383～385簡にも見える。

●縣輸從反者・收人材官、多毋(無)衣履、毋(無)以蔽。(嶽麓〔肆〕383)

●制詔御史、聞反者、子年未盈十四歲、有鼻爲城且春者、或嬰兒毆也、尙抱負及龜(纒)能行、縣官卽皆令衣傅城且春具、其勿令衣傅之。(嶽麓〔伍〕93～94)

③髡…長く伸ばした髪の毛を切り落とすこと。

髡、鬻髮也。〔說文解字〕九篇上)

子盜父母、父母擅殺・刑・髡子及奴妾、不爲公室告。(法律答問103)

當黥者、髡鉗爲城且春。(〔漢書〕刑法志)

④前令…この令より前に。当該規定の公布以前。(〔伍〕1～8簡注

①参照。

【解説】

嶽麓〔柒〕が、嶽麓〔伍〕72簡(1128+C4-111)とC4-1-1との接合を指摘する。接合により「亡皆駕」の三字が完全に復元され、兩簡が接合することは間違いない。

内容は「反者・收人」が逃亡した場合の科罰規定。單なる反者・收人ではなく、「脱取」の対象であること、および「髡」されていないこと、という二つの条件が加わっている。従来、「髡」は前漢文帝による肉刑廢止以降、「黥」刑に代わって「髡」が用いられたことよって知られていたものの、それ以前にそれが刑罰として用いられた痕跡は存在しなかった。本條文でも「髡」は刑罰ではなく、おそらくは反者・收人の逃亡を防止するために施されたものであるが、その公的な施行の一端が初めて明らかになった。「髡」を施されていない者や、特別な刑具や衣服の着用を免じられていた者は、逃亡予防の措置が緩められていたが故に、その分、逃亡した際には重く罰せられた。ただし「髡」の使用のされ方はもちろん、「脱取」の対象として徒隸一般ではなく、ここで「反者・收人」が特に挙げられている背景などは、なお不明である。

附記

・本研究班の班員は以下の通り。そのうち譯注稿冒頭に列挙したのは、今回の譯注稿の原稿作成擔當者である。

飯田祥子(人文研・非常勤研究員)・内山峻(明治大學・博士課程)・太田麻衣子(國土館大學・准教授)・郭聰敏(立命館大學・博士課)



程・魏星（京都大學・博士課程）・金秉駿（韓國・ソウル大學・教授・古勝隆一（人文研・教授・佐藤達郎（關西學院大學・教授・齋藤賢（京都大學・博士課程）・章瀟逸（京都大學・博士課程・角谷常子（龍谷大學・教授）・曹天江（中國・中央民族大學・講師）・高田菜々子（明治大學・博士課程）・鷹取祐司（立命館大學・教授）・陳捷（人文研・非常勤研究員）・土口史記（岡山大學・准教授）・西眞輝（京都大學・博士課程）・野原將揮（人文研・准教授）・畑野吉則（立

命館大學・助教）・藤井律之（人文研・助教）・宗周太郎（天谷大學・助教・目黒杏子（京都府立大學・非常勤講師）・安永知晃（人文研・非常勤研究員）・楊長玉（中國・雲南民族大學・講師）・李晟（岡山大學・博士課程）・劉潔（岡山大學・博士課程）・劉聰（岡山大學・博士課程）・林怡冰（京都大學・博士課程）・宮宅潔（人文研・教授）  
・本譯注は日本學術振興會科學研究費補助金（課題番號19H01318）による成果の一部である。